

幼児教育無償化への対応について（第1版） 2019 年 4 月

全日本私立幼稚園連合会

本資料は、2019 年 3 月末までに当連合会が入手した情報に基づき、①制度内容と②無償化実施までに準備すべき事項について、当面の整理を行ったものです。

国において検討中の事項も多く、また関連法案が国会審議中であり、国からは詳細についての公式の文書は発出されておられません。従って、内容の変更もありえますし、国の確認を得たものではありませんのでご了承ください。

法案が成立すれば、5 月下旬に国から詳細な情報（各種書類の参考様式を含む）が提供される予定です。今後の新しい情報により、修正・追加する事項が出ましたときには、第 2 版以降でリニューアルする予定です。

なお、参考にしたのは、内閣府が 2 月 18 日に行った地方公共団体向けの説明会の資料（アドレスは以下）です。（内閣府ホーム> 内閣府の政策> 子ども・子育て本部>自治体向け説明会等>子ども・子育て支援新制度説明会【都道府県等説明会】 <https://www8.cao.go.jp/shoushi/shinseido/administer/setsumeikai/h310218/index.html>）

第 1 部 幼児教育無償化の制度内容について

目次

幼児教育無償化の概要	P 3 - 4
無償化制度の仕組み	P 5 - 11
無償化の対象となる保育料	P 12
食材料費(給食費)の決定	P 13 - 21
預かり保育の無償化	P 22 - 29
事務のフロー	P 30 - 35
初年度の算定方法	P 36 - 37

「幼児教育無償化」の概要

1 「無償化」の目的

「無償化」は、少子化対策及び幼児教育の重要性から保護者の負担（保育料）軽減を行うものです。

従って、園の運営経費に対する公的な助成や負担には基本的に変更をもたらすものではありません。

2 対象者・対象範囲等

①**3～5歳**※ 幼稚園、認定こども園、保育所、地域型保育、企業主導型保育の利用料

私学助成園は上限 2.57 万円/月 新制度園の保育料の上乗せ徴収分は対象外

（※就学前に 6 歳になった子どもを含む）

②**0～2歳** : 上記施設を利用する住民税非課税世帯

③**幼稚園の預かり保育** 保育の必要性のある者のみ（新たに市町村による保育の必要性の認定が必要※）

（就業等しているが、幼稚園や認定こども園の 1 号子どものまま預かり保育を利用する場合）
※要件は 2 号認定と同じ

利用実態に応じて 113 万円/月まで無償化

④認可外保育施設等※ 3～5歳上限 3.7 万円/月、0～2歳（住民税非課税世帯）上限 4.2 万円/月

※都道府県への届出が必要

3 無償化の開始年齢(上記2①、③の場合)

3～5歳 幼稚園、認定こども園1号子ども 満3歳になった日から

その他(認定こども園2号子ども等) 満3歳になった後の最初の4月から

預かり保育 満3歳になった後の最初の4月1日から(住民税非課税世帯以外)

住民税非課税世帯 満3歳になった日から

4 実費徴収(通園送迎費、食材料費、行事費等)は対象外

ただし、食材料費のうち副食費については、従来から免除されてきた生活保護世帯等※に加え、年収360万円未満世帯及び

第3子以降の子は副食費を免除(私学助成園も同様に措置)

※生活保護世帯・里親、住民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降の子

5 無償化の実施時期

2019年10月から(9月までは、現行の就園奨励費補助等が継続)

6 地方自治体に義務づけ

子ども子育て支援法に「子育てのための施設等利用給付」を追加、私学助成園や預かり保育の無償化のための給付につい

て市町村に義務づけ(就園奨励費補助と異なり、市町村が実施しないということは認められません)

都道府県及び市町村における無償化の財源は、交付金及び地方財政措置により確実に財源保障

無償化の制度の仕組み

制度の仕組み 新制度園と私学助成園・預かり保育では制度の仕組みが異なります。

新制度園 現在のしくみ「子どものための教育・保育給付」をベースに無償化

私学助成園、預かり保育等 新たに「子育てのための施設等利用給付」を創設（子ども子育て支援法を改正）

対象施設としての確認（施設が申請）、施設等利用給付認定（保護者が申請）が必要

施設等利用給付認定は、保育の必要性の有無により、**1号、2号、3号の区分**※

※教育・保育認定と違い、保育時間の認定がありません。

次の内閣府資料参照（以下、点線囲みは内閣府資料）

子ども・子育て支援法の給付と子どもの認定区分（支給要件）

○子どものための教育・保育給付（現行）・・・施設型給付費、地域型保育給付費等の支給

認定区分（支給要件）	保育必要量（内容）	利用定員を設定し、給付を受ける施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>2号認定子ども以外</u> のもの（1号認定子ども） （第19条第1項第1号）	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（2号認定子ども） （第19条第1項第2号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園
満3歳未満の小学校就学前子どもであって、保護者の労働又は疾病その他の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（3号認定子ども） （第19条第1項第3号）	保育短時間 保育標準時間	保育所 認定こども園 小規模保育等

新制度の認定区分。
保育料は、現行の認定により、教育・保育給付としてそのまま無償化が実現
預り保育を利用する場合は、施設等利用給付の2,3号認定が必要

○子育てのための施設等利用給付（新設）・・・施設等利用費の支給

保育必要量の認定が不要

認定区分（支給要件）	支給に係る施設・事業
満3歳以上の小学校就学前子どもであって、 <u>新2号認定子ども・新3号認定子ども以外</u> のもの（新1号認定子ども） （第30条の4第1号）	幼稚園、特別支援学校等
満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの（新2号認定子ども） （第30条の4第2号）	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、第19条第1項第2号の内閣府令で定める事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、 <u>保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者</u> であるもの（新3号認定子ども） （第30条の4第3号）	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

私学助成園の無償化は、新たに設けられる施設等利用給付費の支給として実現
新たに3つの区分による認定が必要
保育の必要性なし（新1号）
保育料 満3歳～
保育の必要性あり（新2号）
保育料・預かり保育 満3歳後最初の4/1～
保育の必要性あり・住民税非課税（新3号）
保育料・預かり保育 満3歳～最初の3/31

無償化の開始時点と認定関係(10月1日誕生日の例)(塗りつぶし部分が無償化)

○保育料

新制度園

	10/1(満3歳)	翌年4/1
幼稚園・認可1号子ども	→1号	
認可2号子ども(住民税非課税世帯以外)	→2号	
認可2・3号子ども(住民税非課税世帯)	0歳から無償化 3号←→2号	

私学助成園

	10/1(満3歳)	翌年4/1
保育の必要なし(新1号)	→新1号	
保育の必要あり(住民税非課税世帯以外)(新1号→新2号)	→新1号	→新2号
保育の必要あり(住民税非課税世帯)(新3号→新2号)	→新3号	→新2号

○預かり保育

新制度園、私学助成園共通

	10/1(満3歳)	翌年4/1
幼稚園・認可(保育必要)(住民税非課税世帯以外)(新2号)		→新2号
幼稚園・認可(保育必要)(住民税非課税世帯)(新3号→新2号)	→新3号	→新2号

※私学助成園で預かり保育を利用する場合(住民税非課税世帯以外)は、誕生日時点で新1号→4月1日で新2号に移行(再度申請)

私学助成園で預かり保育を利用する場合(住民税非課税世帯)は、誕生日時点で新3号→4月1日で新2号に移行(市町村で職権処理?)

※※一時預かり事業(幼稚園型)Ⅱ(幼稚園児(新制度園・私学助成園)で保育の必要がある2歳児対象)を利用する場合は、住民税非課税世帯は無償化の対象

手続き 無償化に当たり必要とされる手続きを整理すれば次のようになります。（色のついた部分が新たに必要な手続）

私学助成園の場合は、制度のスタートに際し（在園児）、また、新規入園時に、全保護者が新たに認定申請を行う必要があります。（就園奨励費補助の手続きは 2019 年度限りでなくなります）

		対象施設確認手続き		施設等利用給付認定手続き		給付申請手続き	
		園が所在市町村に申請		保護者が申請・園が保護者の居住市町村ごとに取りまとめて当該市町村に提出※		保護者が申請・園が保護者の居住市町村ごとに取りまとめて当該市町村に提出	
		保育料	預かり保育	保育料	預かり保育	保育料	預かり保育
新 制 度 園	幼稚園・認定こども園 1号子ども	不要	必要	不要 (現行の教育・保育認定でよい)	必要(新2・3号)	不要	必要(新2・3号)
	認定こども園 2・3号子ども						
	私学助成園	既存園は申請不要 (確認があったものとみなされる・書類の提出は必要)		必要 (新1・2・3号)	必要(新2・3号)	必要 (新1・2・3号)	必要(新2・3号)

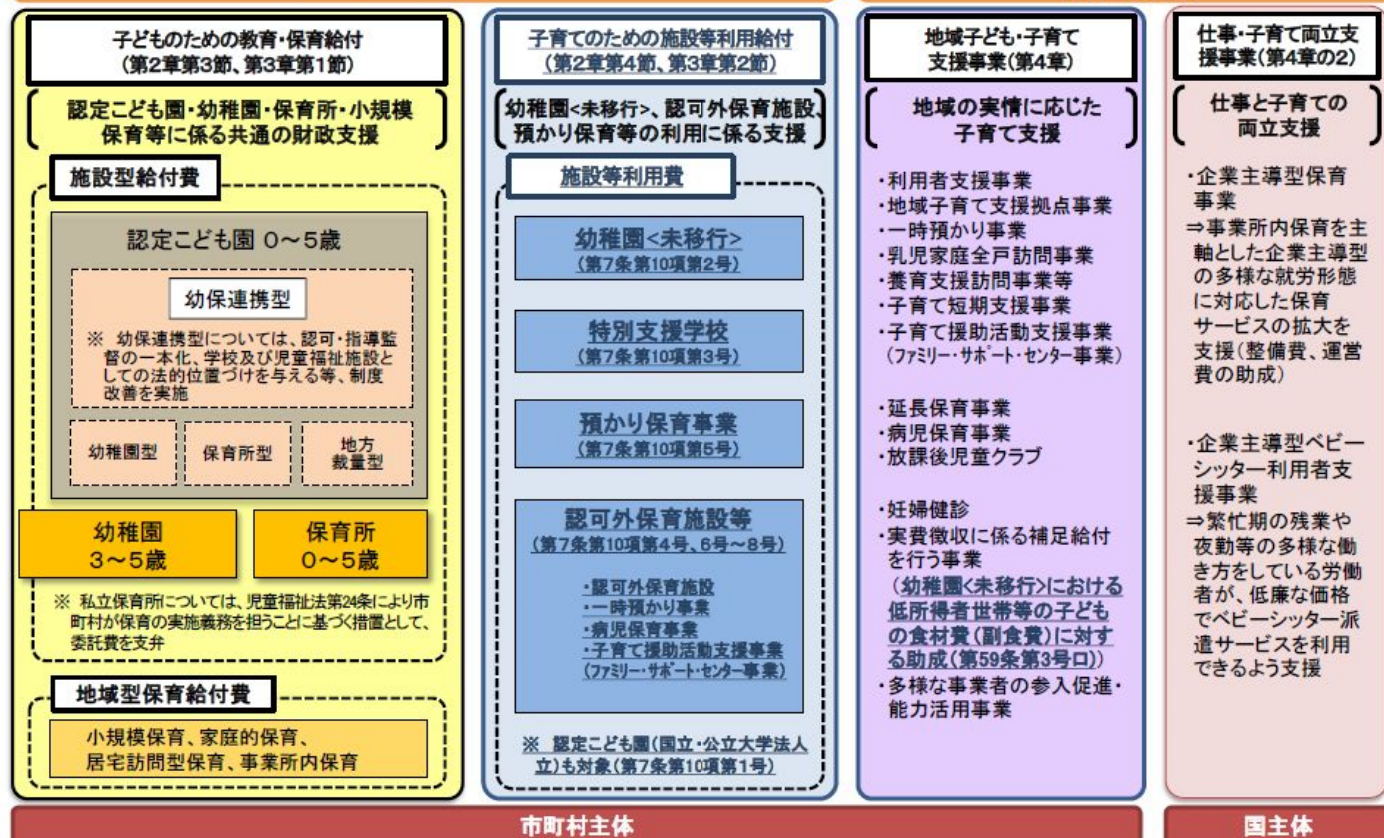
※預かり保育利用(新2・3号)の場合は、保護者が就労証明等保育必要の証明を添付

子ども・子育て支援新制度の概要 ※下線部分が今回の法律案による改正部分

子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援(第1条)

子ども・子育て支援給付(第8条)

その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援



(注) 下線部分が新しく創設される給付。施設等利用費は施設型給付と同じく国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4
私学助成園に対する副食費の助成(低所得者世帯等)は地域子ども・子育て支援事業なので国 1/3 都道府県 1/3 市町村 1/3)

一時預かり事業（幼稚園型）Ⅱ（幼稚園児（新制度園・私学助成園）で保育の必要がある２歳児対象）を利用する場合は、住民税非課税世帯は無償化の対象になります。

（内閣府の想定問答より）

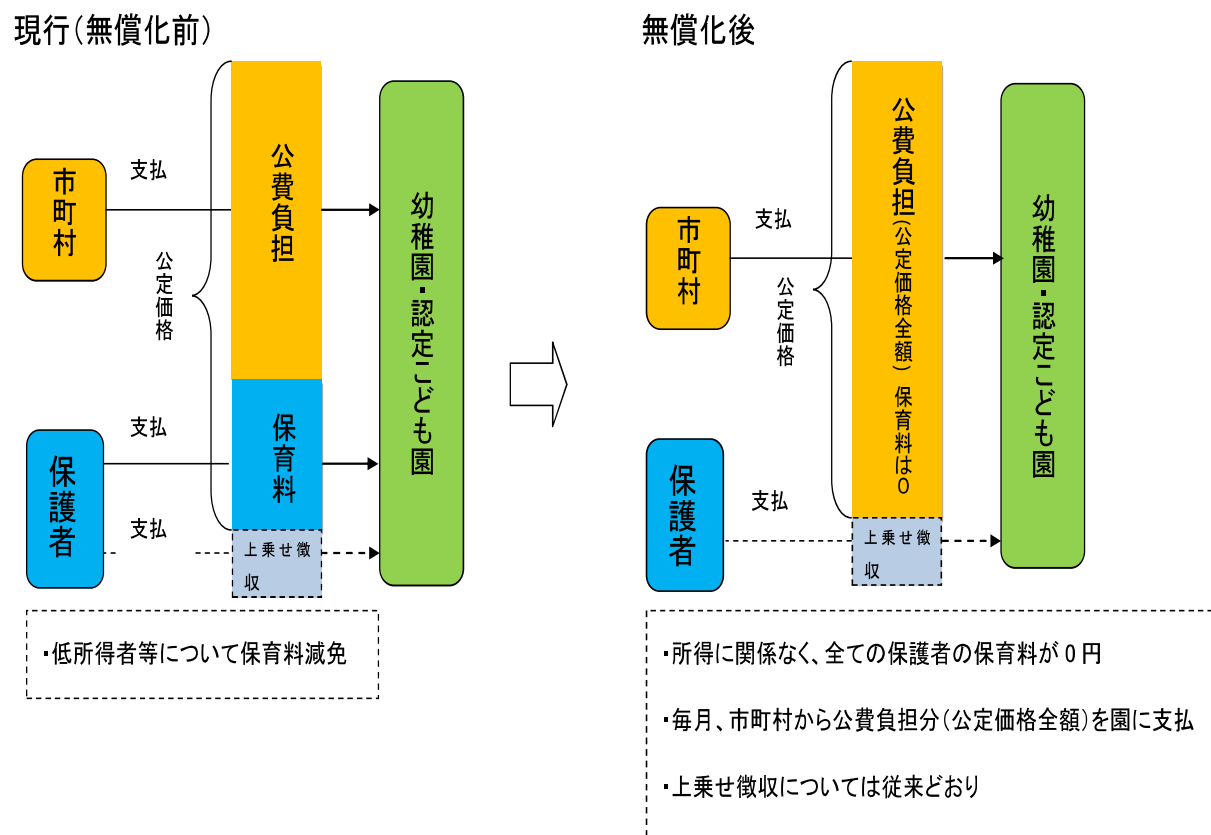
７－２ ２歳の子供を対象として幼稚園で行われる、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業（幼稚園型Ⅱ）は無償化の対象になりますか。

認可保育所の利用者との公平性の観点から、住民税非課税世帯の子供について、保育の必要性が認められた場合、月額４.２万円を上限額として無償化の対象となります。

新制度の園と私学助成の園の支払い（負担）方法を図示すると以下のとおりです。（申請等詳細な手続きは事務フローで説明）

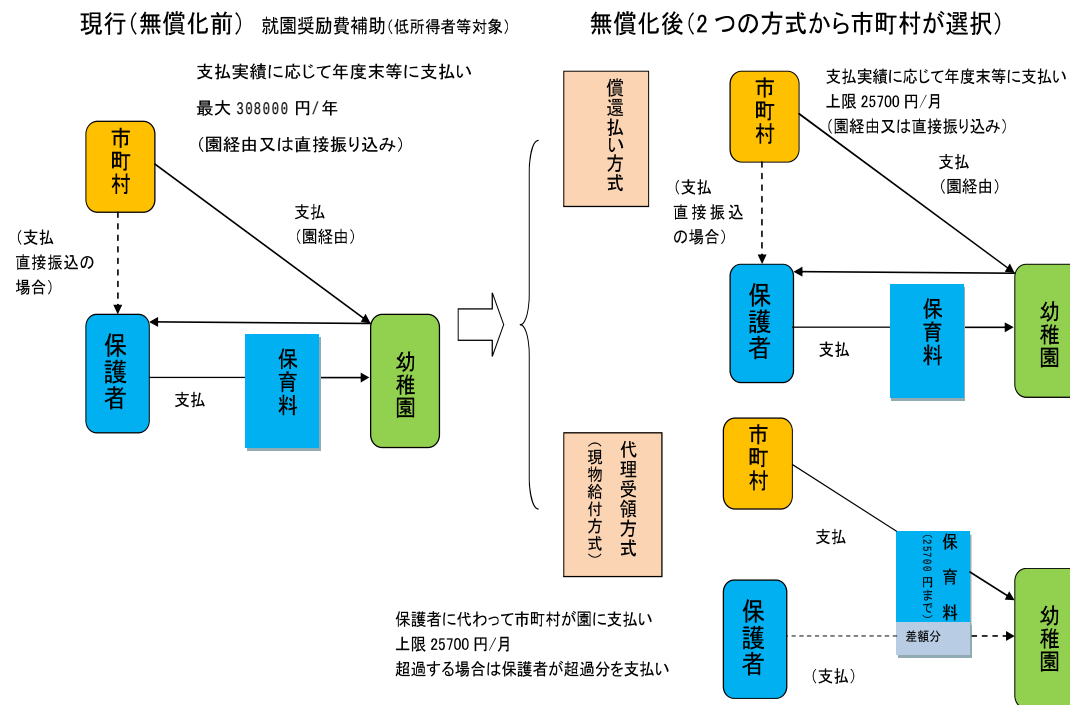
1 新制度園

公定価格の全額が公費負担になりますが、事務的には現行と大きな変更はありません。（下図は3～5歳の場合）



2 私学助成園

市町村が2つの方式から選択（償還払い方式ですと特に園経由の場合、多額の現金を園が扱うことになりますし、保護者にとって無償化を実感しにくいこと、新制度と同じ方が理解されやすいことから、なるべく早く市町村と協議し、代理受領方式を採用するよう要望するなどの対応が必要です。また、代理受領の場合、市町村から園への支払の頻度が少ないと資金繰りの問題が出るため、月に1回の交付などを要望することも重要です）



無償化の対象となる「保育料」

幼稚園が、通常保護者から徴収しているもののうち、今回の無償化の対象となるものを整理します。

1 保育料 対象

なお、月途中の入園の場合、当該月の給付額は日割り計算します

(※園が実際に保護者から徴収する保育料を日割り計算するかは各園の判断)

2 入園料 対象

これまでの就園奨励費補助と同じ考え方です。

ただし、制服代や PTA 会費など、通常教育・保育に要する費用とはいえない性質のものが含まれている場合、その部分は対象外（内閣府想定問答 3-8 未定稿）とされています。

給付上限額(25700 円/月)との比較に当たっては、入園年度の各月の保育料に月額に換算した入園料（入園料を当該年度の在籍月数（1 年間の場合は 12）で除した額）を加えたものを保育料の額とします。

3 実費徴収(食材料費(給食費)、通園送迎費、行事費など) 対象外

(食材料費については別項目で説明)

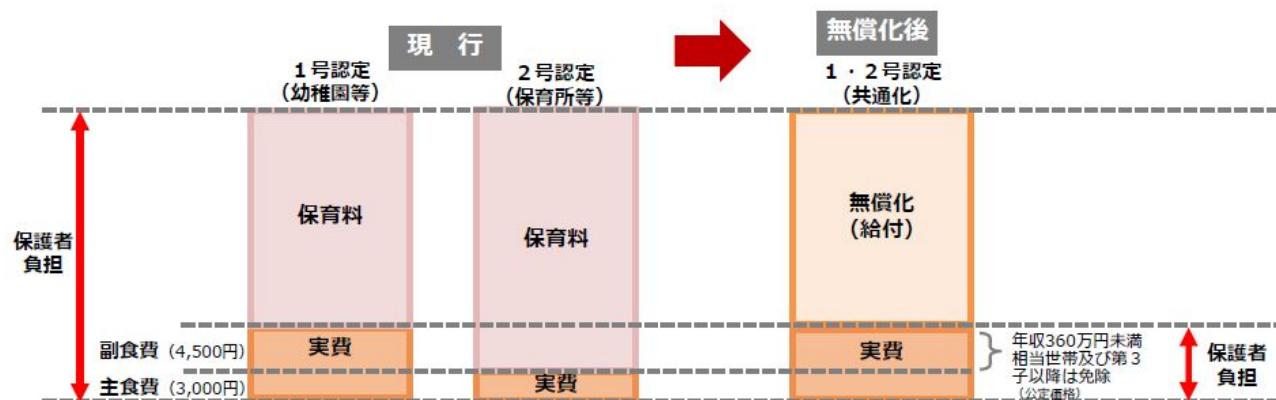
食 材 料 費（給 食 費）の 決 定

概要は、以下の内閣府の資料のとおりですが、今回の無償化の対象から食材料費（給食費）が除外されたことに伴い、これまで、食材料費（給食費）を保育料に含めていた園（新制度園（副食費部分）、私学助成園で給食費を保育料に含めている園）は、あらたに食材料費（給食費）の額を定め、実費徴収する必要があります。

幼児教育無償化に伴う食材料費（副食費）の取扱い

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、実費徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 1号認定子ども（幼稚園等）・2号認定子ども（保育所等（3～5歳））は、主食費・副食費ともに、施設による実費徴収（現在の主食費の負担方法）を基本とする。（負担方法は変わるが、保護者が負担することはこれまでと変わらない。）
 - 生活保護世帯やひとり親世帯等（※）については、引き続き公定価格内で副食費の免除を継続する（現物給付）。
 - ※ 生活保護世帯・里親、市町村民税非課税世帯・ひとり親世帯・在宅障害児がいる世帯の一部の子及び第3子以降
 - さらに、副食費の免除対象を拡充し、年収360万円未満相当世帯及び第3子以降とする。
 - ※ 詳細は4ページ。
- 3号認定子ども（保育所等（0～2歳））は、無償化が住民税非課税世帯に限定されるため、現行の取扱いを継続する。



（内閣府の想定問答の一部）実費徴収が原則、公定価格で算定されている費用は徴収できないこと（新制度）等

9－6 副食費の実費徴収額は施設によって所要額が違うと思いますが、一律に4,500円になるのですか。それとも施設ごとに任意の金額を徴収してよいのでしょうか。

実費徴収ですので、実際にかかった費用に応じて各施設が設定することが基本になります。ただし、特に利用調整により利用施設が決まる2号認定子どもについて、食材料費の負担が著しく高額になることなどがないよう一定の配慮を行うことが必要であり、徴収額の考え方を整理してお示しする方向で検討しています。

9－8 児童の欠席や一定期間休園などの場合は、食材料費の徴収はどうすればよいですか。

施設ごとに、あらかじめ利用しない日を把握し、配食準備に計画的に反映することが可能かどうかなどの運営実態に応じて、保護者の理解が得られる形で、減額等の対応をすることは妨げません。

9－7 アレルギーのある児童への除去食や代替食等による対応に要する費用も、運営基準における実費徴収が可能な範囲内と整理してよいのでしょうか。

実費徴収の金額については、一人一人の子供について、摂取した食材料の種類や量に基づき額を計算するのではなく、施設全体としてかかった食材料費を利用児童数で除して計算することが適切と考えています。

なお、特別食の提供に係る費用のうち人件費等は食材料費には当たらず、給付費の中で措置されているため、保護者に実費として負担を求めることはできません。

以下、新制度園、私学助成園の別に応じて整理します。

1 新制度園

(1) 2号子ども 副食費（副食分の食材料費）を新たに実費徴収

給食に要する費用には、食材料費以外に給食調理員の人件費、関係設備の減価償却費等があり、現行では、2号子どもについては、主食費（主食分の食材料費）以外は全て公定価格の算定に含まれていますが、無償化後は、副食費（副食分の食材料費）が公定価格の算定から除かれ（公定価格はその分は減額）、実費徴収（主食費と同様、保護者から直接徴収）することが必要になります。（なお、新たに栄養管理加算が拡充される予定）

実費徴収する額については、各園の判断に任されますが、国は、著しく高くないよう、何らかの標準的な考え方を示す方針ですが、まだ示されていません。市町村が方針を示すことも考えられます。

また、食材料費の算出が困難な場合の簡便な算定方法の例が5月末頃に国から示される予定です。

あくまで各園の判断に委ねられていますが、保護者や市町村の理解が得られることが必要であることは言うまでもありません。

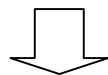
なお、低所得者世帯（年収 360 万円未満）及び第 3 子以降の子は副食費が免除されます（公定価格上の加算）（3 参照）

ここでは、モデル例と実費徴収額の定め方の考え方を示します。

2号子ども

現行

公定価格（色塗り部分）			
給食人件費、減価償却費		副食分食材料費 月 4500 円	主食分食材料費
公費負担＋保育料			500 円 実費徴収 (保護者負担)



無償化実施後

公定価格			
給食人件費、減価償却費		副食分食材料費	主食分食材料費
全額公費負担			※円 500 円

※ 食材料費の決め方

自園の給食食材(副食分)の仕入れ額から一人当たりの食材料費の金額を算定
 (業者委託している場合は、業者から仕入れ額を把握)
 (例)仕入れ額 1200 万円 ÷ 250 人 ÷ 12 月 = 4000 円/月
 主食分実績 500 円/月 + 副食分仕入れ額 4500 円/月 = 4500 円

公定価格の算定上の副食費分 4500 円を上乗せ(減額分の取り戻し)する方法は、市町村が認めない可能性があります。

なお、食材料費の算出が困難な場合の簡便な算定方法が国から示される予定です

(2) 1号子ども これまでどおりでよい（見直すこともありうる）

1号子どもはこれまでどおりでいいのですが、この際、各園の判断で給食費の額を見直すこともありえます。

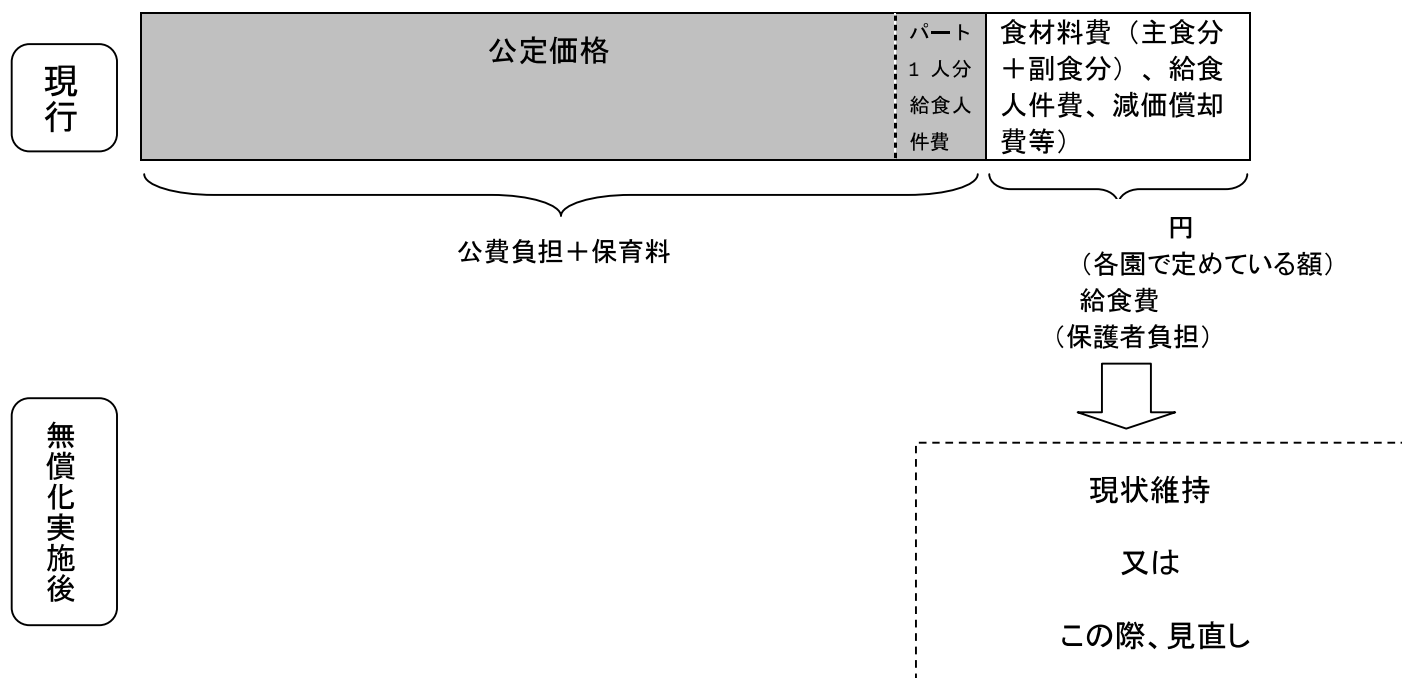
ただし、1食当たりの単価は、公定価格に含まれる費用の範囲が異なるので2号子どもとは理論上異なることになります。

（1食当たりの単価を2号子どもと同じにして給食費を設定すると、公定価格に含まれていない費用に相当する部分は、別途徴収することになります）

市町村によって方針が異なることも考えられるので、このことも踏まえ、保護者、市町村の理解を得ることが必要です。

なお、低所得者世帯（年収360万円未満）及び第3子以降の子は副食費が免除されます（公定価格上の加算・これまでの生活保護世帯等に対する補足給付は廃止）（3参照）

1号子ども



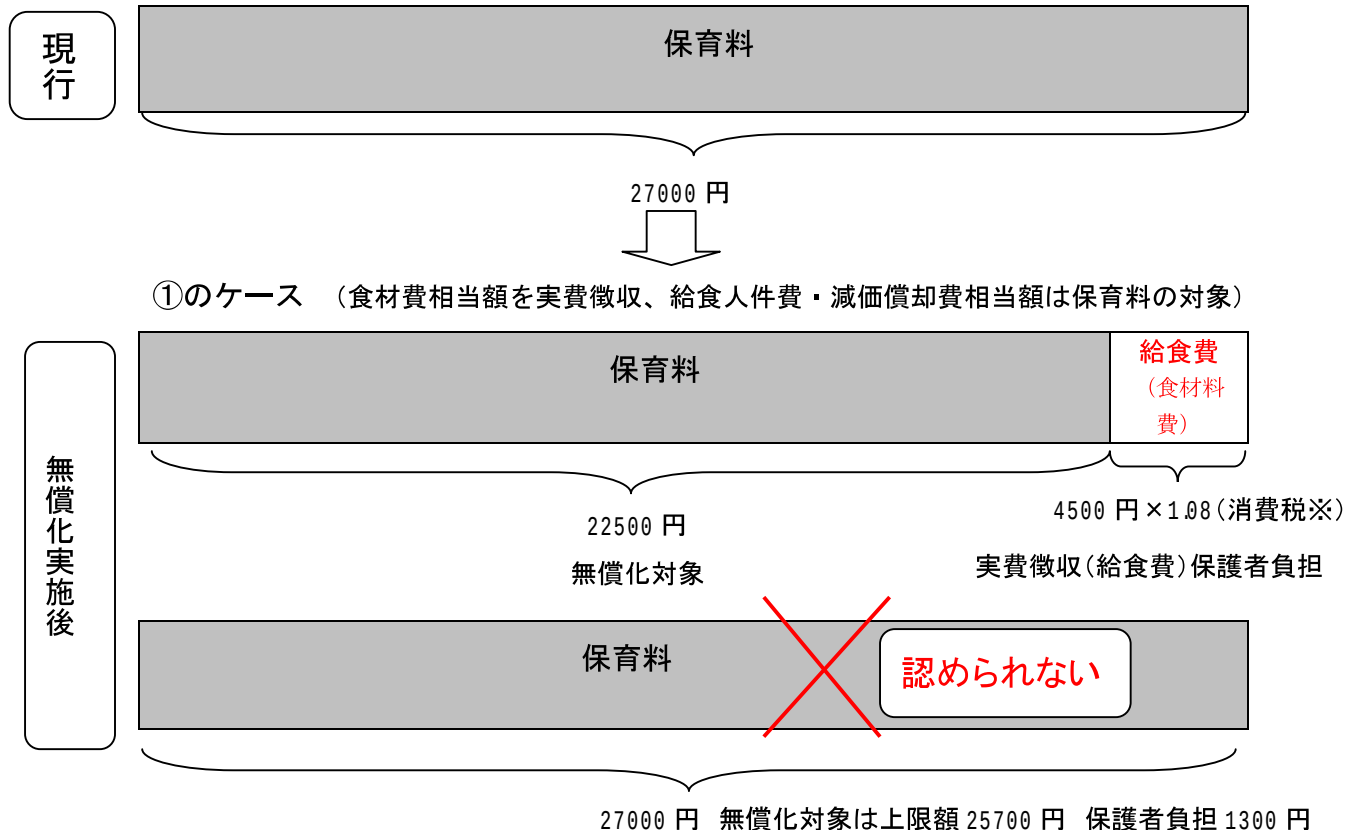
1号子どもの公定価格の算定に含まれている給食に係る費用は、アルバイト1名分の人件費のみで他の費用は含まれておらず、理論上、公定価格に含まれていない費用（人件費、減価償却費等）についても給食費として実費徴収していることになっています。他方、2号子どもについては、公定価格に人件費や減価償却費が含まれており、国は、これは実費徴収の算定に含めるべきでないという方針のようです。従って、厳密な算定を行うと1号と2号では食材料費の単価が異なることになります。

2 私学助成園

(1) 給食費(食材料費)を保育料に含めている場合 食材料費を新たに実費徴収 (保護者負担部分のみ図示)

無償化後は、食材料費(主食+副食)を保育料に含めることは認められませんので、これを保育料と区分し、新たに実費

徴収として徴収することが必要となります。



食材料費の決め方の案

- ①自園の給食食材の仕入れ額から一人当たりの食材料費(主食分+副食分)の金額を算定
(業者委託している場合は、業者から仕入れ額を把握)
(例)仕入れ額 1350 万円÷250 人÷12 月=4500 円/月×1.08(消費税)
- ②食材料費だけでなく、人件費等給食にかかる費用全てを含めて算定し、給食費として実費徴収
無償化の対象となる保育料が減少してしまうケースが多いと思われます
- ③新制度園の全国平均値(2019.1.28 子ども子育て会議資料で公表)を参考に決定
主食費 703 円/月+副食費 4720 円/月=5423 円×1.08
- ④近隣地域の同種の施設の状況を参考に決定
- ⑤その他

※私学助成園の場合は、給食費に消費税が課税されます。2019 年 10 月以降の軽減税率 8%の対象になります

低所得者及び第 3 子以降の子どもへの補助事業(補足給付)(3参照)が行われる場合、給食費のうち、副食分の食材料費の額を

示すよう市町村から求められる可能性があります。その場合①の考え方で算定するのが基本と考えられます。

(2) 給食費(食材料費)を保育料に含めていない場合

これまで通りに給食費を徴収することになります。

しかし、この場合も、低所得者及び第3子以降の子どもへの補助事業(補足給付)(3参照)が行われる場合、給食費のうち、**副食分の食材料費の額を示すよう市町村から求められる可能性**があります。その場合、前ページ①の考え方で算定するのが基本と考えられます。

3 副食費が免除される場合

年収 360 万円未満世帯及び第 3 子以降の子が副食費免除になります（私学助成園も含む）。

新制度園 免除した子ども 1 人当たり副食材料費分 4500 円/月が公定価格に算入（給食実施日数に応じて減額）

（生活保護世帯は従来どおり、これに加え教材費・行事費等 2500 円を補助（補足給付））

私学助成園 副食材料費として 4500 円/月まで補助（超える部分は保護者負担）（補足給付 国・都道府県・市町村各 1/3）

ただし、この事業を実施するかどうか、給付の上限額（国の基準は 4500 円/月）をいくらにするかは市

町村の裁量ですので、事業実施の予定を確認し、状況に応じ、実施を要望する必要があります。

※この補助事業（補足給付）の手続きは、地域子ども・子育て支援事業の 1 つとして各市町村ごとの決定になりますので、これを確認する必要があります。

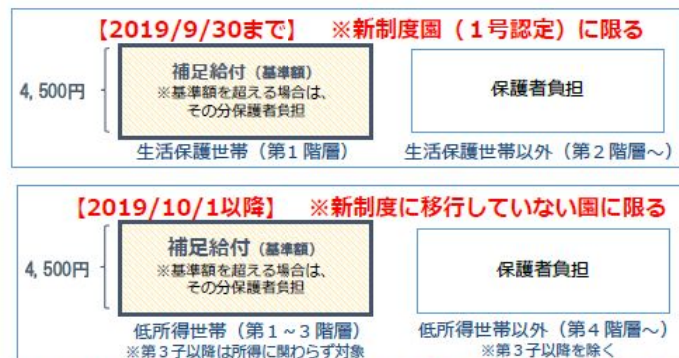
実費徴収に係る補足給付を行う事業について

資料2-9

1. 事業概要

各施設事業者において実費徴収を行うことが出来ることとされている①食事の提供に要する費用及び②日用品、文房具等の購入に要する費用等について、低所得世帯を対象に費用の一部を補助する事業。

①給食費（副食材料費）



②教材費・行事費等（給食費以外）

【変更なし】



※2019/10/1以降における新制度園（1号認定）の副食費については、公定価格で対応予定

○副食費の免除対象の範囲

年収360万円未満相当（1号：第Ⅲ階層、2号：第Ⅳ階層の一部まで）の世帯の全ての子ども及び全所得階層の第3子以降を対象に副食費を免除するとともに、相当額を公定価格の給付において加算する。

・1号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収270万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収680万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収680万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまで保育料が無償化され、副食費についても補足給付事業により免除されており、引き続き給付費により免除する範囲
これまで保育料が無償化されているが、副食費については、今回新たに免除する範囲
今回、新たに副食費を免除する範囲

・2号認定子ども

第1階層（生活保護世帯）	第1子	第2子	第3子以降
第2階層（年収260万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第3階層（年収330万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収360万円未満相当）			
うちひとり親世帯等	第1子	第2子	第3子以降
その他	第1子	第2子	第3子以降
第4階層（年収470万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第5階層（年収640万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第6階層（年収930万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第7階層（年収1,130万円未満相当）	第1子	第2子	第3子以降
第8階層（年収1,130万円相当以上）	第1子	第2子	第3子以降

これまで保育料が無償化されており、引き続き副食費を免除する範囲
今回、新たに副食費を免除する範囲

※ 多子のカウント方法については、これまでの保育料の多子軽減と同じ取扱いとする。

	1号	2・3号
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	年齢に関わらず世帯の子の数による
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

預かり保育の無償化

1 預かり保育無償化の概要

対象 保育を必要とする幼稚園、認定こども園等の在籍園児※（待機児童対策として認可保育所の代替措置とされているため）
一時預かり事業（幼稚園型）、私学助成を受けている預かり保育、助成を受けずに独自に実施している預かり保育

開始時点 満3歳になった後の最初の4月1日（住民税非課税世帯は満3歳になった日）

支給額の算定方法 月毎に 払った利用料と月利用日数×450円を比較した低い方（上限額以内）

（各園がこれまで行ってきた預かり保育の方式（時間単位、日額、月額等）は変更する必要はない）

上限額 113万円（住民税非課税世帯の満3歳～最初の3月31日間は163万円）

預かり保育後に認可外保育を利用する場合で当該預かり保育が十分な水準でない場合は当該認可外保育も対象（預かり保育の無償化支給額が上限に満たない場合、合計で上限113万円）

実施基準 一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう都道府県が指導・監督

対象施設としての確認 園の申請に基づき市町村が確認

施設利用給付認定 保護者の申請に基づき保育の必要性※等を市町村が認定

※要件は新制度の2号3号子どもと同じ：就労、妊娠出産、疾病障害、介護、災害復旧、求職、就学等

給付申請 園が、保護者の申請書及び領収書を住所地市町村ごとに取りまとめて提出（認可外保育分もあわせて取りまとめ）

支払方法 償還払いが多いと思われるが、代理受領（現物給付）方式も可（市町村が選択） 支払回数は市町村が任意に選択

預かり保育の無償化について

資料2-8

対象者

- 幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（以下「幼稚園等」という。）の在籍園児のうち、以下に該当する子ども
- ①満3歳以後の最初の3月31日を経過した保育の必要性のある子ども
 - ②満3歳児（①以外の子ども）のうち、保育の必要性があり、かつ市町村民税非課税世帯の子ども

無償化上限額 ※金額は全て月額（以下同じ）

- 利用者の利用日数×450円を支給限度額（下記の額が支給額の上限）として、預かり保育の利用に要した費用を支給（P2参照）
- ①の子どもの支給限度額 ⇒ 1.13万円 （認可保育所の利用料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額）
 - ②の子どもの支給限度額 ⇒ 1.63万円 （認可保育所の利用料の全国平均額（月額4.2万円）と幼稚園等の無償化上限額（2.57万円）の差額）

支払い方法

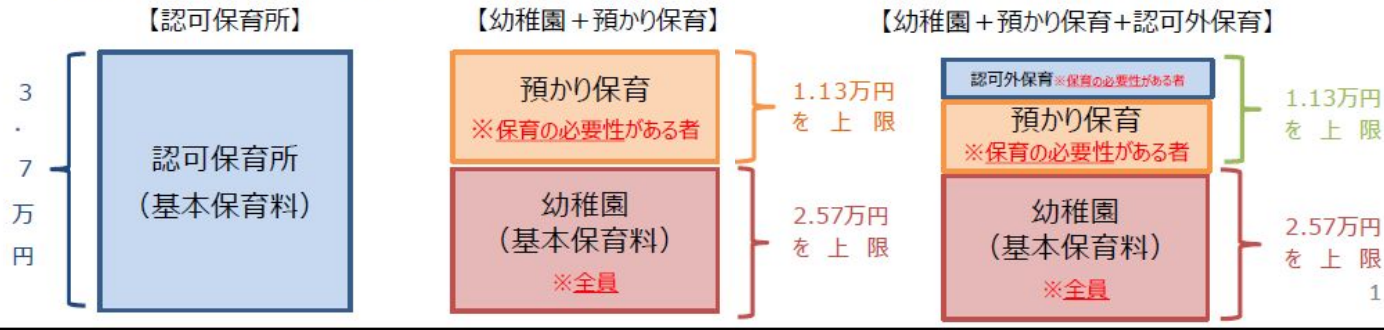
償還払い、現物給付のいずれでも可

幼稚園等利用者の認可外保育施設等の利用について

- ・幼稚園等が預かり保育を実施していない場合や、預かり保育が十分な水準ではない場合（教育時間を含む平日の預かり保育の提供時間数が8時間未満又は開所日数200日未満）に限り、認可外保育施設等の利用も無償化の対象
- ・その場合の上限額は預かり保育の無償化上限額（1.13万円又は1.63万円）から預かり保育の無償化支給額を差し引いた額

預かり保育の実施基準

幼稚園教育要領等に基づき実施することが必要。質の確保・向上のため、一時預かり事業（幼稚園型）と同様の基準を満たすよう都道府県等の幼稚園等所管部局が指導・監督。



※認可外も含めて無償化になるケースについては、幼稚園の預かりについて、時間数又は開所日数の要件に留意

2 支給額算定の方法

その月に払った利用料

上限額(利用日数×450円)(113万円を超える場合は113万円)

低い方が支給額

預かり保育の利用日数に応じた支給額算定の方法について

算定方法のポイント：月毎に利用日数×450円を支給限度額として預かり保育の利用に要した費用を支給

- 預かり保育の利用日数×日額単価(450円)で月毎に個人の支給限度額を計算
(支給限度額の上限は3歳児以上は11,300円、住民税非課税世帯の満3歳児になった後の最初の3月31日までの間にある者については、16,300円)。当該支給限度額と支払った利用料実績額を月毎に比較して、小さい方を支給額とする(償還払いが通常と考えられるが、市町村の判断で現物給付も可)
- 園は保護者に対して利用日数と領収額を明記した領収書を発行し、保護者は支給申請書に領収書を添付して申請
- なお、利用料の設定方法については、基本的に引き続き各園での自由設定であり、例えば、時間・日・月単位で設定可能(※ただし、一時預かり事業(幼稚園型)等の補助事業を受託している場合は市区町村が設定している場合有)。

月内の支給額算定例①【時間設定】

【前提①】ある園の預かり保育利用料設定
100円/時間

【前提②】ある園児の利用日数
20日(1日3時間)

≪各月支給限度額≫…A
450円×20日=9,000円

≪各月利用実績≫…B
100円/時間×3時間×20日=6,000円

≪支給額の算出≫
A9,000円 > B6,000円であることから、
6,000円を支給

月内の支給額算定例②【日額設定】

【前提①】ある園の預かり保育利用料設定
400円/日

【前提②】ある園児の利用日数
20日

≪各月支給限度額≫…A
450円×20日=9,000円

≪各月利用実績≫…B
400円×20日=8,000円

≪支給額の算出≫
A9,000円 > B8,000円であることから、
8,000円を支給

月内の支給額算定例③【月額設定】

【前提①】ある園の預かり保育利用料設定
10,000円/月

【前提②】ある園児の利用日数
18日

≪各月支給限度額≫…A
450円×18日=8,100円

≪各月利用実績≫…B
10,000円

≪支給額の算出≫
A8,100円 < B10,000円であることから、
8,100円を支給

預かり保育についての留意点（内閣府 自治体用想定問答より）

限度額は月毎に定められていますので、余った月の差額を他の月の限度額に上乗せすることは認められていません

2－6 幼稚園の預かり保育について、長期休業期間中の利用が月額上限額を超過する場合がありますが、無償化の給付は月額上限額×12か月の範囲内であれば、当該月のみ月額上限額を超過してもよいでしょうか。

年単位（年度単位）ではなく、各月毎に、利用日数に日額単価（450円）を乗じて計算した支給限度額（上限1.13万円）と実際に支払った利用実績額を月毎に比較して、少ない方が支給額となる仕組みを想定しています。したがって、長期休業期間中など、無償化の月額上限額を超過した月があった場合でも、他の月の無償化上限額で超過分を補填することはできません。

保育料が上限額より低い場合、その差額を預かり保育の限度額に上乗せすることは認められていません

2－7 新制度未移行の幼稚園の利用料が月額2.57万円より低い場合でも、預かり保育の無償化の上限月額が1.13万円ですか、それとも3.7万円と利用料との差額（例えば月額1.7万円の幼稚園を利用している場合、 $3.7 - 1.7 = 2$ 万円）ですか。

幼稚園保育料（教育本体部分）と預かり保育料は、区分して管理することとなりますので、その場合も、月額1.13万円が預かり保育の無償化上限額となります。

無償化の対象にならない保護者の利用料との関係、利用料変更時の市町村のチェックについては、国は、想定問答において「便乗値上げ」を防ぐ観点から次のような見解を示しています。

（幼稚園の預かり保育について）

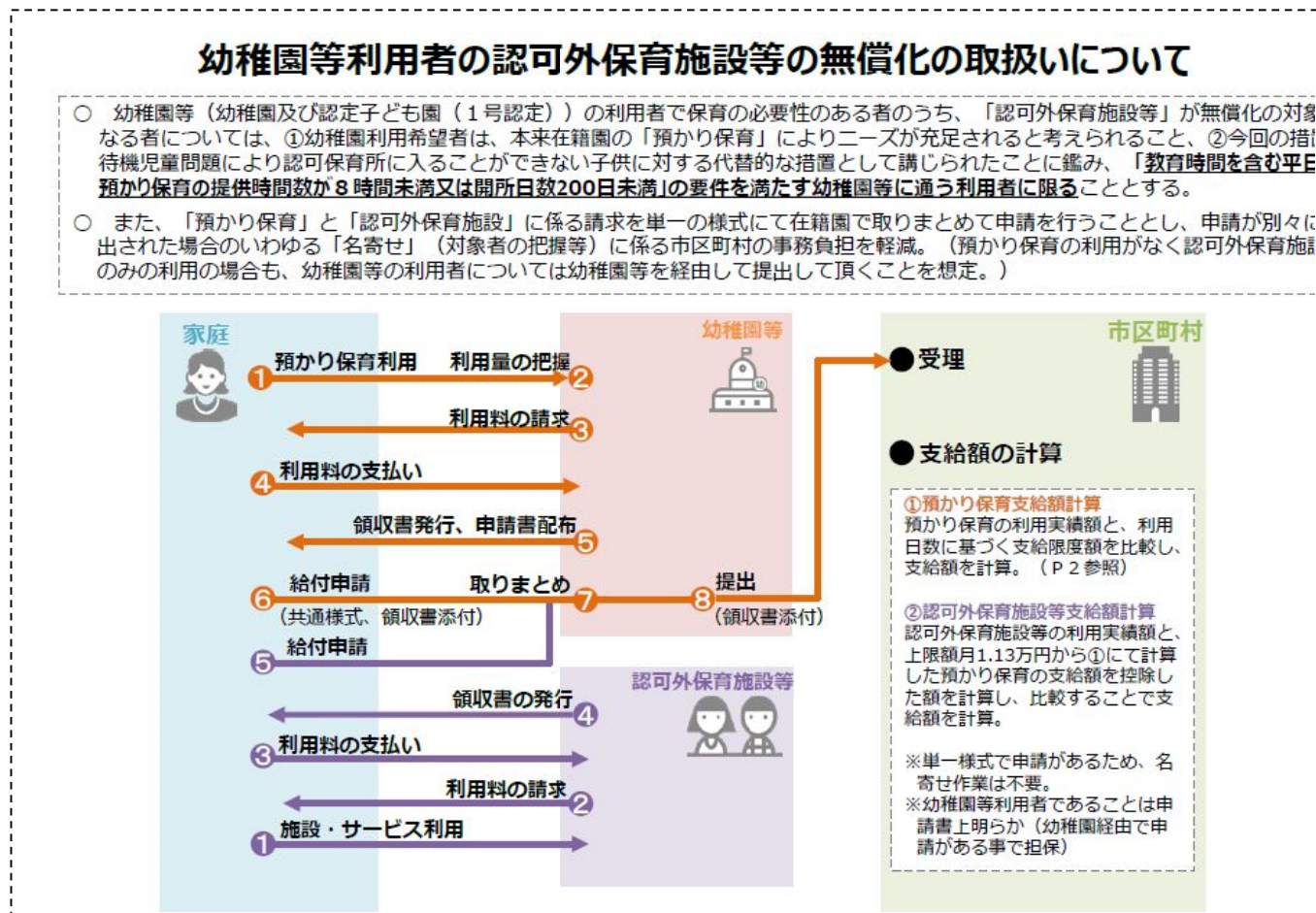
幼稚園の預かり保育については、利用者の中には無償化対象とならない方も多く含まれているため、園側として無償化に伴う値上げは実施しづらいと考えられますが、その上で、不当な値上げの防止に万全を期すため、①無償化対象者とそれ以外で預かり保育料の設定に差をつけるのは不適切であること等を周知・指導する、②市区町村に提出する事業実施状況の届出において預かり保育の利用料を記載し、利用料変更時には理由を含めて提出を求めることなどを検討しています。

3 事務の流れ（詳細は、事務フローを参照）

園が、保護者の申請書及び領収書を取りまとめ、住所地市町村ごとに分けて提出（認可外保育施設併用の場合は、園が保護者ごとに取りまとめ（申請書は1枚で共通））

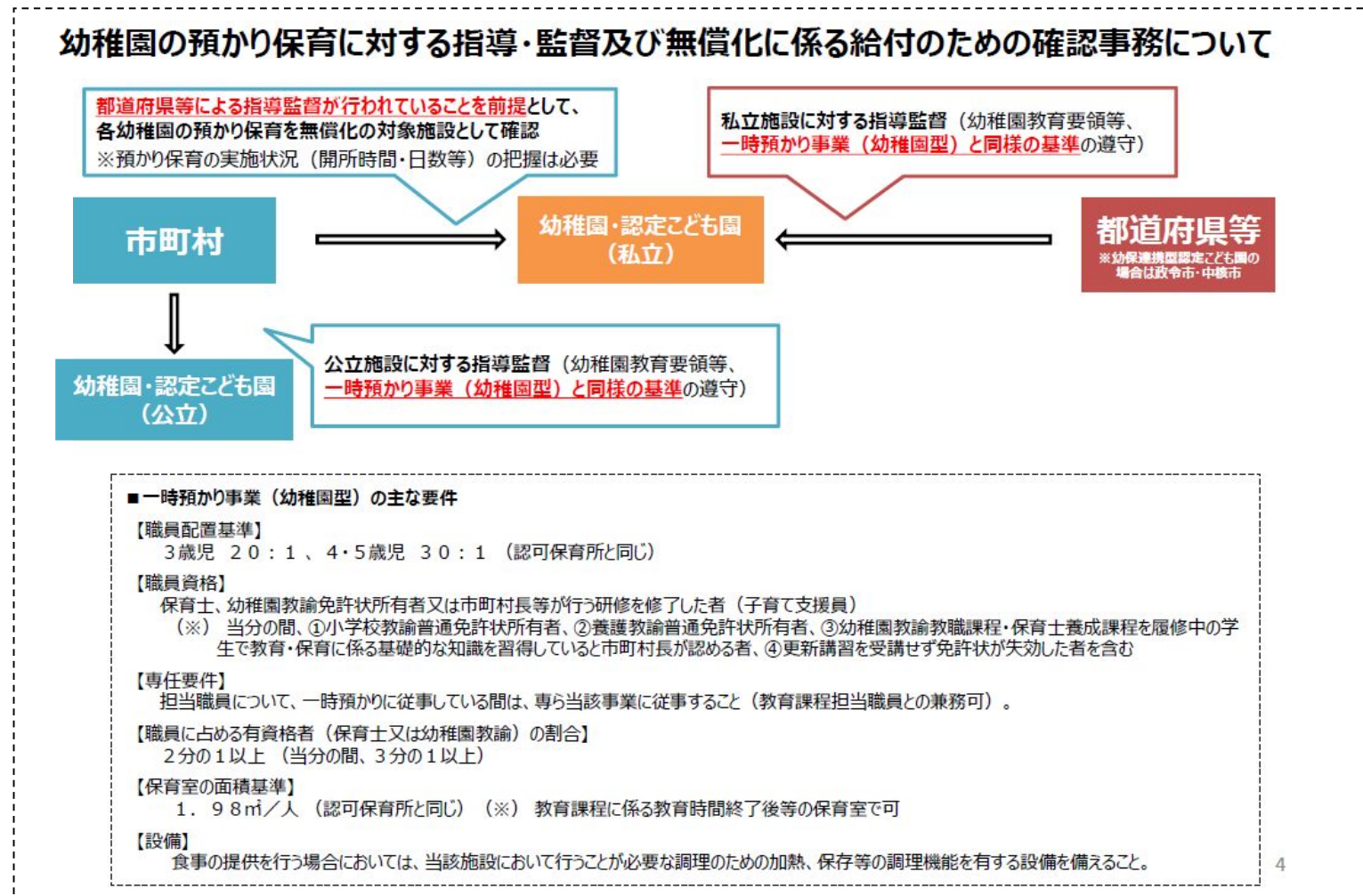
支給額の計算は、市町村が行うが、限度額の仕組みなどはあらかじめ園が保護者に説明しておくことが重要

幼稚園利用者が認可外保育施設等も併せて利用する場合の要件と事務フローは以下のとおり



4 対象施設の要件と市町村の確認

対象施設の要件を満たしていることを市町村に説明し、「確認」を受ける必要があります。その前に各園で利用ニーズの把握、受け入れ体制の点検・整備を行うことが必要となります。



なお、国は、指導監督を行う都道府県の担当部局については、教育所管部局（私立幼稚園担当部局）を想定しています。

（内閣府 自治体用想定問答より）

4－5 幼稚園の預かり保育の基準の確認や指導監督は誰がどのようにして行うのですか。

幼稚園の預かり保育（保育の必要性のある子供を受け入れているもの）については、今般の無償化に当たって、子ども・子育て支援法に基づく一時預かり事業（幼稚園型）を受託していない場合であっても、同事業と同様の基準を満たすことを求めることとしています。幼稚園の預かり保育は幼稚園教育要領に基づく教育活動であることを踏まえ、この基準については、幼稚園教育要領の解釈の一環として都道府県教育所管部局等に通知を発出する予定であり、公立園については設置者、私立園については都道府県教育所管部局が、通常の指導監督の過程において当該通知の基準を満たすよう各園に求めることとなります。

事務のフロー

以下、各類型別に内閣府の説明資料を添付します。現時点では法案が国会審議中、詳細な事務については国において検討中ですので、今後変更されることもありえます。確定版(参考様式も)は5月下旬に示される予定です。 ※国の資料は市町村向け資料です。事務の要不要は市町村の事務について記述してありますのでご注意ください。

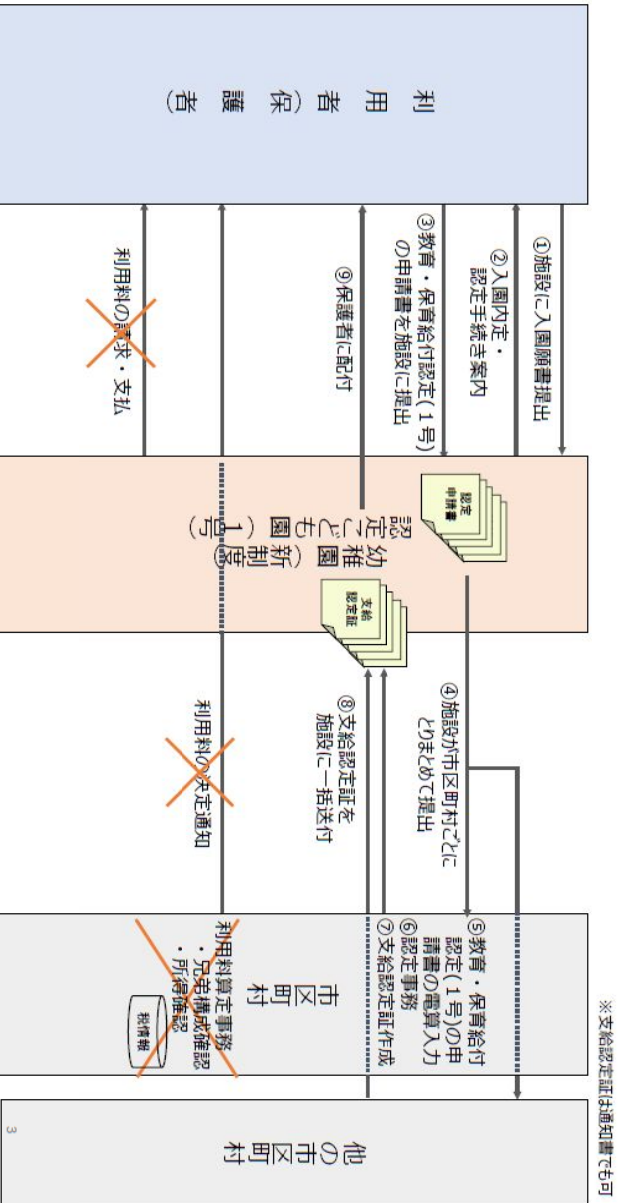
新制度園（幼稚園・認定こども園1号こども）

現行のしくみがベース。保育料の決定・請求・支払い手続きが不要に。

※上乗せ徴収分は従来どおり

(1) 幼稚園(新制度)及び認定こども園に在籍する1号認定子どもの利用料

檢討中資料



【教育・保育給付認定】

①施設に入国願書提出 ②入国内定・認定手続き案内【利用者⇨幼稚園・認定こども園】

- 入園内定までの手続き（前年度10～12月ごろ）は現行の仕組みと基本的に変更なし
- 入園内定後、施設から利用者に教育・保育給付認定（1号）の申請手続きを案内する

③教育・保育給付認定(1号)の申請書を施設に提出【利用者→幼稚園・認定こども園】

※ 1号の認定…新制度移行幼稚園・認定こども園(4時間相当分)のみ無償化の対象

④施設が市区町村ごとにとりまとめて提出【幼稚園[※]・認定こども園[※]→市区町村】

⑤教育・保育給付認定(1号)の申請書の電算入力 ⑥認定事務 ⑦支給認定証作成【市区町村】

※ 支給認定証作成…支給認定証又は通知書の作成・印刷・封入封緘業務のことを指す

⑧支給認定証を施設に一括送付【市区町村→幼稚園・認定こども園】

⑨保護者に配付【幼稚園・認定こども園→利用者】

【不要となる事務等について】

- すべての利用児童の利用料が無償化されることにより、次のア～オの業務が不要となる
- ア. 利用料算定事務（新入園時・利用料切り替え時）
- イ. 利用料決定の通知
- ウ. 施設における利用料の請求・支払（収納）事務
- エ. 施設における滞納者への督促等・利用料の滞り・利用料支払証明等の発行等
- オ. 月途中での退園が発生した場合の利用料日割り計算
- など

など

基本的に4月以前(初年度は10月以前)
基本的な4月以後(初年度は10月以後)

保育料の決定・請求・支払い手続きが不要に。
現行のしくみがベース。

(5) 認定こども園及び地域型保育事業に在籍する
2号認定子どもまたは市町村民税非課税世帯の3号認定子どもの利用料

※支給認定証は通知書でも可



①窓口相談 ②教育・保育給付認定(2・3号)申請書を提出【利用者→市区町村】

③～⑥ 2・3号の支給認定のプロセス

- 【**三**「**こども園等**」
基本的には4月以前(初年度は10月以前

- ・ 無償化対象者については、次のア～ウの業務が不要となる

- など 16

私学助成園は、現行の就園奨励費補助に代わり、新たな事務がスタートします。
無償化では対象者が全員になりますので、**事務体制の整備が必要です。**

私学助成園(償還払いのケース)

就園奨励費補助に代わり、新たな事務 主なもの

①保護者から施設等利用給付認定(1号)兼給付申請書を収受し市町村に提出

②市町村から園に送付された認定・給付額通知書を保護者に配布

③月毎の在園児名簿を市町村に提出

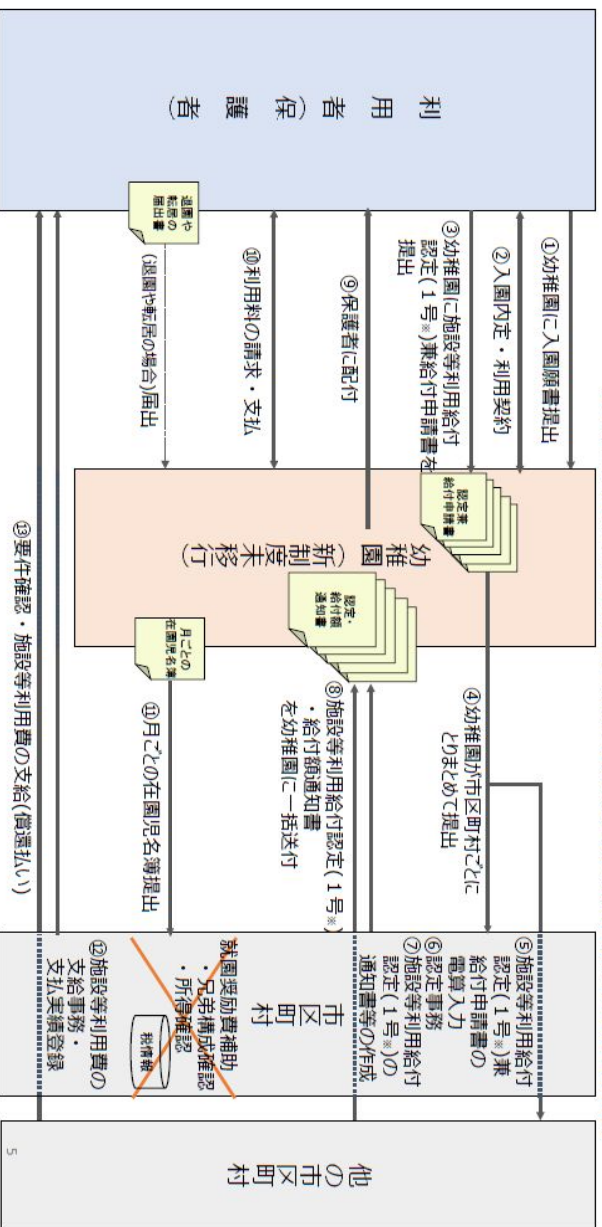
※保護者への支払い、市町村から保護者への直接振り込みの場合は不要

※※所得・兄弟構成の確認が必要(副食費への助成(補足給付)を市町村が実施する場合)

(2) - 1 幼稚園(新制度未移行※)に在籍する子どもの利用料(償還払い)

検計中資料

※ 国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚園を含む。
※ 施設等利用給付認定は、預かり保育事業を組み合わせて利用する場合、3～5歳は施設等利用給付認定(2号)となり、満3歳に達する日から以後最初の3月31日までの間にある子どもは施設等利用給付認定(3号)となる。



※施設等利用給付認定は、預かり保育事業を組み合わせて利用する場合、3～5歳は施設等利用給付認定(2号)となり、満3歳に達する日から以後最初の3月31日までの間にある子どもは施設等利用給付認定(3号)となる。

【入園・施設等利用給付認定】

①幼稚園に入園願書提出 ②入園内定・利用契約【利用者：幼稚園】

- ・入園内定後、幼稚園から利用者へ施設等利用給付認定の申請手続きを案内する

③幼稚園に施設等利用給付認定(1号※)兼給付申請書を提出【利用者→幼稚園】

- ※施設等利用給付認定(1号※)…新制度未移行の幼稚園の利用料を無償化の対象とする認定
- ・特段の事情がある場合は、③～⑤の処理を入園後に実施することと考えられる

④幼稚園が施設等利用給付認定(1号※)兼給付申請書を市区町村にとりまとめて各市区町村に提出【幼稚園→市区町村】

⑤施設等利用給付認定(1号※)の通知書等の作成・印刷・封入封緘業務のことを指す

※施設等利用給付認定(1号※)の通知書等の作成…施設等利用給付認定(1号※)の認定・給付額通知書の作成・印刷・封入封緘業務のことを指す

⑥施設等利用給付認定(1号※)・給付額通知書を幼稚園に一括送付【市区町村→幼稚園】

⑦保護者に配付【幼稚園→利用者】

【施設等利用費の支給】

⑧利用料の請求・支払【利用者⇄幼稚園】

- ・幼稚園は毎月の利用料を利用者に請求し、利用者は幼稚園の指定する方法で納入する(請求等の頻度は任意、領収書は給付の要件としない)
- ⑨月ごとの在園児名簿提出【幼稚園】⑩施設等利用費の支給事務・支払実績登録【市区町村】⑪要件確認・施設等利用費の支給(償還払い)【市区町村→利用者】
- ・幼稚園は、月ごとの在園児名簿を園児が居住する市区町村に提出する(提出頻度は任意)
- ・市区町村は、申請者の住所、在園の事実、在籍月数等を確認し施設等利用費の支給額を算定し、支出負担行為・支出命令処理等を行う
- ・市区町村は利用者に施設等利用費の支給を行う(支払回数は市区町村の任意とする)とともに、支払実績を管理する帳簿等に登録する
- ・月途中での退園が発生した場合は、施設等利用費の日割り計算を行う

【所得や兄弟構成の確認作業について】※私立幼稚園の場合

- 幼稚園就園奨励費は廃止、市区町村は同一園に在籍するすべての園児に同一額の施設等利用費の支給を行う仕組みとなるため、所得や兄弟構成などの確認作業は、支給のための作業としては不要となるが、施設による給食費の徴収に伴う作業として引き続き必要となる

基本的に4月以前(初年度は10月以前)
基本的に4月以後(初年度は10月以後)

新たな事務の主なもの

- 保育料の徴収は、2.57万円以下の場合は不要、超える場合は差額分を徴収

(2) - II 幼稚園(新制度未移行※)に在籍する子どもの利用料(代理受領)



※施設等利用給付認定は、預かり保育事業を組み合わせて利用する場合、3～5歳は施設等利用給付認定(2号)となり、満3歳に達する日から以後最初の3月31日までの間にある子どもは施設等利用給付認定(3号)となる。

①幼稚園に入園願書提出 ②入園内定・利用契約【利用者：幼稚園】

- ### 【施設等利用費の支給】

- 月ごとの在園児名簿提出(幼稚園) ①施設等利用費の支給事務・支払実績登録【市区町村】 ②要件確認・施設等利用費の支給(償還払い)【市区町村・利用者】
- 幼稚園は、月ごとの在園児名簿を幼稚園が居住する市区町村に提出する(提出頻度は任意)
- 市区町村は、申請者の住所・在籍市町村等を確認し施設等利用費の支給額を算定し、支出負担行為・支出命令処理等を行う
- 市区町村は幼稚園に利用者の施設等利用費の支給を一括して行い(支払い回数:市区町村の任意)、支払実績を管理する帳簿等に登録する
- 幼稚園は各市区町村からの施設等利用費の支給を一括して受領する
- 月途中での退園が発生した場合は、施設等利用費の日割り計算を行う

⑬利用料(差額分)の請求・支払【利用者⇄幼稚園】

- ・幼稚園は毎月の利用料(差額分)を利用者に請求し、利用者は幼稚園の指定する方法で納入する。

○ 幼稚園就園奨励費は廃止、市区町村は同一園に在籍するすべての園児に同一額の施設等利用費の支給を行う仕組みとなるため、

これまでになかった新たな事務がスタートします。執行体制の点検・整備に加え、**事務体制の整備が必要です。**

預かり保育(新制度園、私学助成園)

新たな事務

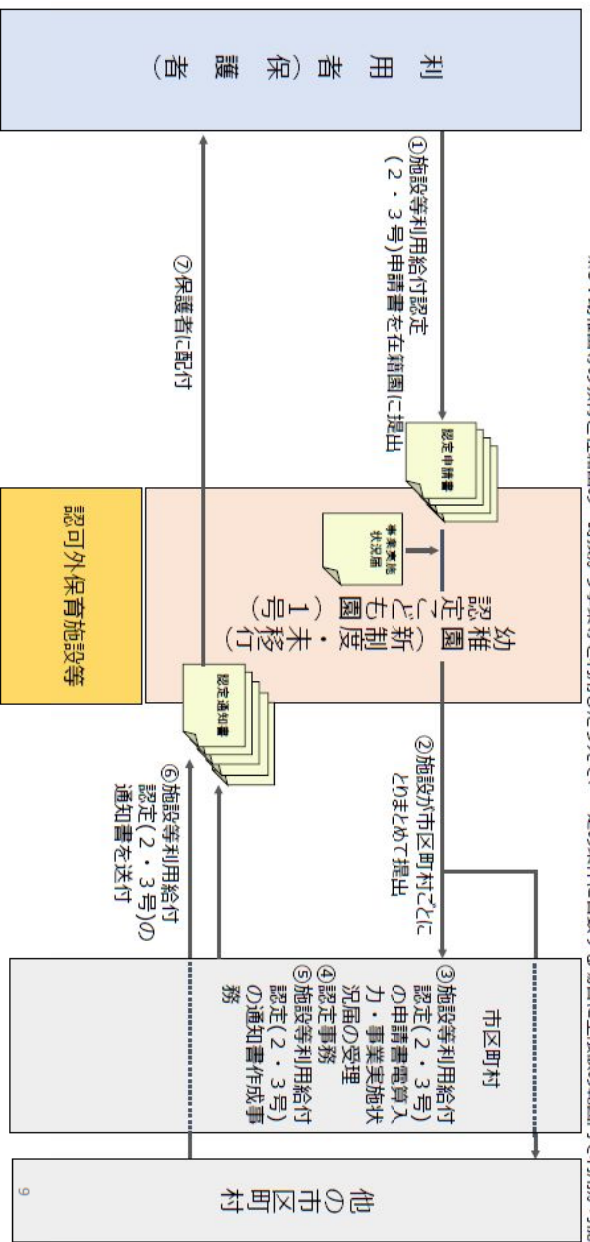
- ① 保護者から施設等利用給付認定(2・3号) 申請書を收受し市町村に提出
- ② 市町村から園に送付された施設等利用給付認定の通知書を保護者に配布
- ③ 利用状況を記録(月額払いの場合、利用日数の確認が新たに必要)
- ④ 保護者に領収書及び給付申請書用紙を配布
- ⑤ 保護者から給付申請書及び領収書の写し※を收受し、市町村に提出
※認可外も利用の場合はその領収書の写しを含む(申請書は1枚で共通)
- ⑥ 保護者への支払い(償還払いの場合 直接振込みなら不要)

(3) ① 幼稚園(新制度・未移行園※1)及び認定こども園に在籍する子どもが利用する在籍園の「預かり保育(※2)・「認可外保育施設等(※3)」の利用料((3)②に続く)

※1：国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚園を含む。

※2：地域子ども・子育て支援事業における「一時預かり保育」や、子育て支援法に基づく「長時間預かり事業」、私学助成による補助を受けている預かり保育に加え、運営補助を受けず独自で行っているものも含む。

※3：幼稚園等の教育と在籍園の一時預かり事業等を利用したうえで、一定の条件に合致する場合に上限額の範囲内で利用が可能



【施設等利用給付認定・事業の実施状況の確認】

- ① 施設等利用給付認定(2・3号)の申請書を在籍園に提出【利用者→幼稚園】
・ 既に、教育・保育給付認定(2・3号)(子ども・子育て支援法第19条第1項第2号・第3号の認定)を受けている場合は、申請は不要
・ 幼稚園・認定こども園は、在籍する子どもが在籍園の預かり保育を利用する場合、また、一定の条件に適合することを条件に認可外保育施設等を利用しようとする場合は、施設等利用給付認定(2・3号)を受ける必要があることを利用者(保護者)に説明し、手続きを案内する
・ 申請書は、入園内定後、入園前に幼稚園・認定こども園に提出するが、特段の事情がある場合は、入園後の提出も考えられる

- ② 幼稚園・認定こども園が施設等利用給付認定(2・3号)の申請書・事業実施状況の届出を市区町村ごとにとりまとめて提出【幼稚園 認定こども園→市区町村】
【市区町村】

※ 施設等利用給付認定(2・3号)の通知書作成…施設等利用給付認定(2・3号)の通知書の作成・印刷・封入封緘業務のことを指す

- ⑥ 施設等利用給付認定(2・3号)の通知書を送付【市区町村→幼稚園・認定こども園】

- ⑦ 保護者に配付【幼稚園・認定こども園→利用者】

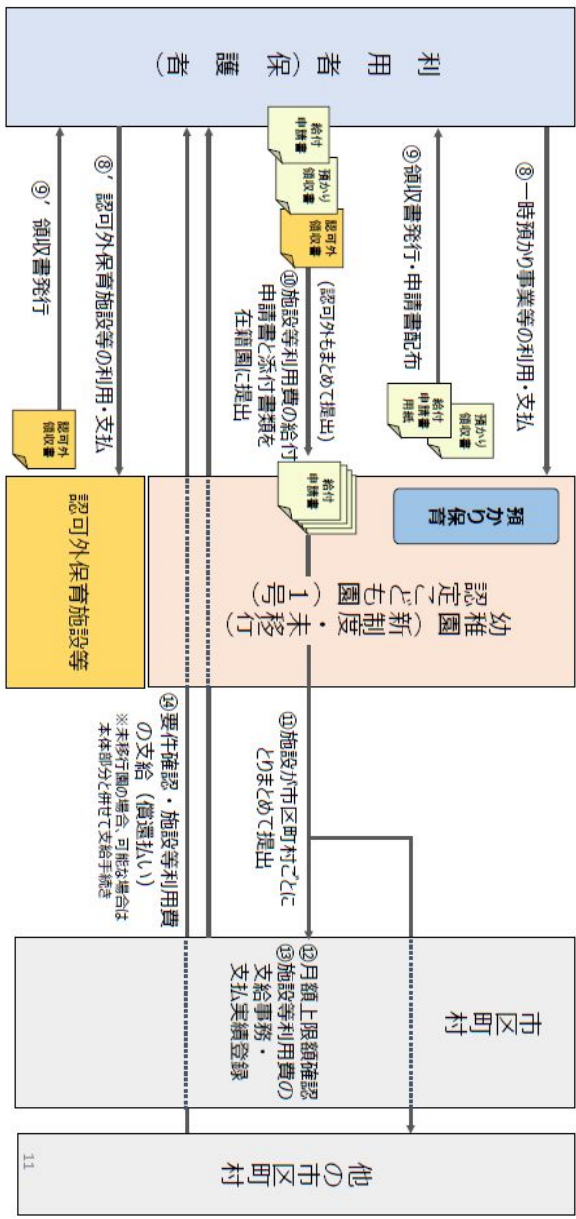
以下、(3)②に続く

検討中資料

基本的に4月以前(初年度は10月以前)
基本的に4月以後(初年度は10月以後)

(3) ②幼稚園(新制度・未移行園^(※1))及び認定こども園に在籍する子どもが利用する在籍園の「預かり保育^(※2)」・「認可外保育施設等^(※3)」の利用料 ((3) ①から続く)

※1：国立大学附属幼稚園、特別支援学校幼稚園を含む。
 ※2：地域子ども・子育て支援事業における「一時預かり保育」に加え、運営補助を受けず独自で行っているものも含む。
 ※3：幼稚園等の教育と在籍園の一時預かり事業等を利用したうえで、一定の条件に合致する場合に上限額の範囲内で利用が可能



(3) ①から続く

【「預かり事業」の利用】

⑧ 一時預かり事業等の利用・支払 ⑨ 領収書発行・申請書配布 【利用者⇄幼稚園・認定こども園】

- ・ 教育・保育給付認定（２・３号）を受けた者が、在籍する幼稚園・認定こども園の「預かり保育」を利用した場合は、上限額の範囲内で施設等利用費を支給
- ・ 原則として、利用者が「一時預かり事業」等の利用料を支払った際に、幼稚園・認定こども園は領収書と施設等利用費の給付申請書を配布
- ※ これに加えて、幼稚園・認定こども園が「一時預かり事業」等を実施していない等の理由で、幼稚園等における教育（４時間部分）のほか、認可外保育施設等を利用している場合でも、施設等利用費の給付申請書用紙は在籍する幼稚園・認定こども園が配布するものとする

【認可外保育施設等の利用】

⑧' 認可外保育施設等の利用・支払 ⑨' 領収書発行 【利用者⇄認可外保育施設等】

- ・ 教育・保育給付認定（２・３号）を受けた者が、幼稚園・認定こども園における教育（４時間部分）に加えて認可外保育施設等を利用した場合は、一定の条件を満たす場合（園からの事業実施状況に基づき確認）に限り、上限額の範囲内で施設等利用費の償還払いを行う

【施設等利用費の支給・申請】

⑩ 施設等利用費の給付申請書と添付書類を在籍園に提出 【利用者→幼稚園・認定こども園】

- ・ 一定の条件を満たし、認可外保育施設等の利用についても施設等利用費の支給対象となる場合は、これも含めて一括申請するものとし、領収書等の必要な書類も添付する

⑪ 施設が市区町村ごとにとりまとめて提出 【幼稚園・認定こども園→市区町村】

⑫ 月額上限額確認 施設等利用費の支給事務・支払実績登録 【市区町村→利用者】

- ・ 市区町村は、申請者の月ごとの利用可能額上限や在籍月数等を確認し施設等利用費の支給額を算定→利用者に支払う（支払回数は市区町村の任意）

基本的に４月以前(初年度は10月以前)
 基本的に４月以後(初年度は10月以後)

初年度の算定方法

初年度は、私学助成園の場合、前半が就園奨励費補助、後半が無償化給付事業になりますので、その計算例が内閣府資料に示されています。無償化後は月額単位での上限額(25700 円/月)との比較を行うこととしているため、入園料は当該年度の在籍月数(1年間の場合は12)で除して月額換算した額を各月に割り振ることになります。

平成31年度における新制度未移行園の算定方法イメージ

〈ポイント〉

- 補助対象経費は、補助事業(前期)と無償化事業(後期)で変更無し。
- 補助事業(前期)は6か月単位(年額)で算定、無償化事業(後期)は月額(月額)で算定。
- 補助事業(前期)の入園料は、入園料×前期在籍月数÷年間在籍月数を前期に計上。
- 無償化事業(後期)の入園料は、入園料÷年間在籍月数を後期の各月に計上。
- 限度額は、前期は308,000円×前期在籍月数/12、後期は2.57万円/月
- 給付金の支払い方法(回数など)は、前期・後期を通じて引き続き市区町村の裁量。

■算定例① (非課税世帯、入園初年度、12ヵ月在籍、入園料:42,000円、保育料24,000円/月の場合)

〔2019年4月～(前期:就園奨励事業、後期:無償化給付事業)〕

		補助事業(前期)						無償化事業(後期)						計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実額	入園料 a	42,000円×6/12月=21,000円						3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	42,000円
	保育料 b	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	288,000円
	計 c(a+b)	165,000円						27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	330,000円
限度額 d		308,000円×6/12月=154,000円						25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	308,200円
公費負担対象額 cとdの小さい方		154,000円						25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	308,200円

※ 保育料を月額単位ではなく、前期分・後期分や年額で設定している場合は、当該保育料を当該期間の月数で除して、当該保育料の月額相当分を算定する(10円未満の端数がある場合は切り捨て)。

〔2020年4月～(無償化給付事業の通年化後)〕

		無償化事業(2020年4月～)												計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実額	入園料 a	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	42,000円
	保育料 b	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	288,000円
	計 c(a+b)	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	27,500円	330,000円
限度額 d		25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	308,400円
公費負担対象額 cとdの小さい方		25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	308,400円

■算定例（非課税世帯、7月入園、9カ月在籍、入園料:42,000円、保育料24,000円/月の場合）

〔2019年4月～(前期:就園奨励事業、後期:無償化給付事業)〕

		補助事業(前期)						無償化事業(後期)						計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実績	入園料 a				42,000円×3/9月＝ 14,000円 ※100円未満四捨五入			4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	41,960円
	保育料 b				24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	216,000円
	計 c(a+b)				88,000円			28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	257,960円
限度額 d					308,000円×3/12月＝77,000円 ※100円未満四捨五入			25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	231,200円
公費負担対象額 cとdの小さい方					77,000円			25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	231,200円

※入園料(実績)、限度額の算定の際、前期分は在籍月数単位で100円未満を四捨五入、後期分は月毎に10円未満を切り捨て(通年化後も同じ)。

〔2020年4月～(無償化給付事業の通年化後)〕

		無償化事業(2020年4月～)												計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実績	入園料 a				4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	4,660円	41,940円
	保育料 b				24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	216,000円
	計 c(a+b)				28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	28,660円	257,940円
限度額 d					25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	231,300円
公費負担対象額 cとdの小さい方					25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	231,300円

■算定例（非課税世帯、4月入園、1月退園、10カ月在籍、入園料:42,000円、保育料24,000円/月の場合）

〔2019年4月～(前期:就園奨励事業、後期:無償化給付事業)〕

		補助事業(前期)						無償化事業(後期)						計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実績	入園料 a	42,000円×6/10月＝25,200円						4,200円	4,200円	4,200円	4,200円			42,000円
	保育料 b	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円			240,000円
	計 c(a+b)	169,200円						28,200円	28,200円	28,200円	28,200円			282,000円
限度額 d		308,000円×6/12月＝154,000円						25,700円	25,700円	25,700円	25,700円			256,800円
公費負担対象額 cとdの小さい方		154,000円						25,700円	25,700円	25,700円	25,700円			256,800円

※入園料(実績)、限度額の算定の際、前期分は在籍月数単位で100円未満を四捨五入、後期分は月毎に10円未満を切り捨て(通年化後も同じ)。

〔2020年4月～(無償化給付事業の通年化後)〕

		無償化事業(2020年4月～)												計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実績	入園料 a	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円	4,200円			42,000円
	保育料 b	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円			240,000円
	計 c(a+b)	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円	28,200円			282,000円
限度額 d		25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円			257,000円
公費負担対象額 cとdの小さい方		25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円			257,000円

■算定例（非課税世帯、10月入園、6ヵ月在籍、入園料:42,000円、保育料24,000円/月の場合）

〔2019年4月～(前期:就園奨励事業、後期:無償化給付事業)〕

		補助事業(前期)						無償化事業(後期)						計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実績	入園料 a							7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	42,000円
	保育料 b							24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	144,000円
	計 c(a+b)							31,000円	31,000円	31,000円	31,000円	31,000円	31,000円	186,000円
限度額 d								25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	154,200円
公費負担対象額 cとdの小さい方								25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	154,200円

※入園料(実績)、限度額の算定の際、前期分は在籍月数単位で100円未満を四捨五入、後期分は月毎に10円未満を切り捨て(通年化後も同じ)。

〔2020年4月～(無償化給付事業の通年化後)〕

		無償化事業(2020年4月～)												計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実績	入園料 a							7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	7,000円	42,000円
	保育料 b							24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	144,000円
	計 c(a+b)							31,000円	31,000円	31,000円	31,000円	31,000円	31,000円	186,000円
限度額 d								25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	154,200円
公費負担対象額 cとdの小さい方								25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	154,200円

■算定例（非課税世帯、4月入園、8月退園、5ヵ月在籍、入園料:42,000円、保育料24,000円/月の場合）

〔2019年4月～(前期:就園奨励事業、後期:無償化給付事業)〕

		補助事業(前期)						無償化事業(後期)						計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実績	入園料 a	42,000円×5/5月＝42,000円												42,000円
	保育料 b	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円								120,000円
	計 c(a+b)	162,000円												162,000円
限度額 d		308,000円×5/12月＝128,300円												128,300円
公費負担対象額 cとdの小さい方		128,300円												128,300円

※入園料(実績)、限度額の算定の際、前期分は在籍月数単位で100円未満を四捨五入、後期分は月毎に10円未満を切り捨て(通年化後も同じ)。

〔2020年4月～(無償化給付事業の通年化後)〕

		無償化事業(2020年4月～)												計
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	
実績	入園料 a	8,400円	8,400円	8,400円	8,400円	8,400円								42,000円
	保育料 b	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円								120,000円
	計 c(a+b)	32,400円	32,400円	32,400円	32,400円	32,400円								162,000円
限度額 d		25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円								128,500円
公費負担対象額 cとdの小さい方		25,700円	25,700円	25,700円	25,700円	25,700円								128,500円

第2部 無償化に向けて準備しておくべき事項

主な項目一覧

無償化までのスケジュール（案）	P39	・ 時期を失しない対応（スケジュール（案）を参考に）
準備に当たっての重要なポイント	P40	
市町村から確認する事項	P41 -43	・ 事務フローや様式 ・ 支払い方式（代理受領 or 償還払い <u>※代理受領方式を要望</u>）・支払頻度等（私学助成園） ・ 副食費の実費徴収についての考え方・指導方針 ・ 預かり保育の助成の方式、支払頻度等（全園） ・ 補足給付（副食費）の事業実施の有無・内容・手続等 <u>※実施を要望</u>（私学助成園） ・ 地方公共団体の独自施策の確認
市町村との協議体制の整備	P44	・ 市町村単位の連合組織のない地域は私立幼稚園等が連携して市町村と協議する体制を作る
保護者のニーズ把握	P45	・ 増加が想定される2号子どもや預かり保育利用者のニーズを調査
教育・保育及び事務処理体制の点検・整備（人員等）	P46 -47	・ 保護者ニーズの変化に伴う教育・保育体制の整備（人員配置等） ・ 事務処理体制の点検整備（人員配置・ICTシステム導入等）
食材料費（給食費）の設定	P48 -54	・ 新制度園 2号子どもの食材料費（副食分） ・ 私学助成園（給食費を保育料に含めている場合） 給食費（食材料費）
保育料の算定根拠の整理	P55 -56	・ 上乗せ徴収（新制度園）、保育料が助成限度を超える園（私学助成園） ・ 値上げを行う場合
保護者への説明資料の作成	P57	・ 説明資料の作成、説明会の開催等
法人としての手続き（園則変更等）	P58	・ 認可定員、利用定員（新制度園）の変更手続き、重要事項説明書の変更（新制度園）等
評価の実施（その他教育の質向上対策）	P59	・ 自己評価、関係者評価の実施等

無償化実施までのスケジュール(案)

各園では、無償化の実施に向け、様々な準備が必要になります。その主な項目について、おおざっぱなスケジュールのイメージを示したものが、次の表です。実際は地域によって、また各園によって差があると思いますが、一応の参考にしてください。

	主な作業
3 月	・市町村との交渉体制の整備（市町村単位の連合会のできていないところ） ・市町村との協議（連合会、交渉体制で実施）（～無償化実施まで） ・給食費（食材費）の金額等の検討（～5月）
4 月	
5 月	・保護者ニーズ把握、受け入れ態勢の確認・検討 （保育室の確保・職員配置の見直し・追加採用など、利用定員の変更の検討）
6 月	・認定申請書の配布（市町村→園へ）
7 月	・保護者への説明資料作成（根拠、説明資料の作成） ・保護者への説明の実施（認定申請書を配布・できれば夏休み前に回収・取りまとめ） ・臨時理事会開催（園則改正、定員変更）（～8月）
8 月	・口座振替金額変更準備（給食費等）（～9月）
9 月	・確認申請書の提出（市町村へ 預かり保育関係 ※保育料はみなし確認だが、書類提出は必要） ・認定申請書の提出（市町村へ） ・園則変更届け出等（都道府県へ） ・重要事項説明書の変更（市町村への届け出、保護者への提示）（新制度園）

準備に当たっての重要なポイント

制度の概要は第1部のとおりです、ここで、準備の前提となる重要な事項を確認のため簡単に整理します。

1 新しい事務が発生 新しく発生する主な事務等について簡単に整理すると、以下のとおり(色付け部分)です

	保育料の無償化	預かり保育の無償化 (保育を必要とする子)	副食費の実費徴収の免除・助成 (低所得者・第3子以降の子)
新制度園	現行の事務がベース	施設等利用給付に関する事務 ・対象施設確認申請 ・給付認定書類取りまとめ ・領収書発行 ・給付申請書類取りまとめ ・支払 等	公定価格算入で対応
私学助成園	施設等利用給付に関する事務 ・確認関係書類提出(変更なければ1回 目のみ) ・認定及び給付申請書類取りまとめ ・支払(償還払いの場合) 等 (就園奨励費補助は2019年度で終了)	同上	補足給付事業(地域子ども・子育て支援事業) ・実施の有無、詳細は市町村が決定

2 決定しないといけない事項 新たに実施する必要がある食材料費の実費徴収関係

認定こども園

2号子どもの食材料費の副食費の実費徴収額

私学助成園で保育料に給食費を含めている場合

食材料費(主食・副食分)の実費徴収額

3 市町村に要望することが望ましい事項 市町村内の園が連携して対応

私学助成園の保育料の無償化について、代理受領方式の採用

私学助成園の食材料費(副食分)について、低所得者・第3子以降の子に対する補足給付事業の実施

市町村から確認する事項

(事務処理内容、食材料費・保育料、独自支援策、保護者等説明等)

既に、市町村からひと通りの説明があったところも多いと思われますが、主として以下の点につき、確認をしていく必要があります。現段階で未決定のものについては、決定時期のめやすを確認し、順次情報を入手する必要があります。また、内容によっては、私立幼稚園が連携して要望をしていくことが望ましい事項もあります。以下、あくまで例示としてご理解ください。

1 事務処理内容の確認(第1部 事務フロー 参照)

(1)新制度園保育料 基本的には、現行事務がベース

幼稚園・認定子ども園1号こども : 教育・保育給付認定の事務の流れ(これまでどおりか)、なくなる事務は何か

認定こども園2・3号こども : 利用調整までの事務の流れ(これまでどおりか)、なくなる事務は何か

「利用料が無償である旨のお知らせ」のタイミング、方法

(2)私学助成園保育料 新たに施設等利用給付認定・申請等に関する事務が発生 (就園奨励費補助関係の事務は2019年度でなくなる)

認定申請書の取りまとめ・提出、保護者への通知、給付申請の頻度・方法等(今年10月のスタート時を含む)

退園・転居の場合の手続き

月毎の在園児名簿の記載事項・提出方法等

保護者への支払(償還払いの場合) : 方法(園経由か直接振り込みか)、頻度(年1回か複数回か)、時期 ※市町村の裁量

園への支払(代理受領の場合) : 方法、頻度(毎月かどうか)、時期 ※市町村の裁量

償還払い方式ですと特に園経由の場合、多額の現金を園が扱うことになりましますし、保護者にとって無償化を実感しにくいこと、新制度と同じ方式である方が理解されやすいことから、なるべく早く市町村と協議し、代理受領方式を採用するよう要望するなどの対応が必要です。また、代理受領の場合、市町村から園への支払の頻度が少ないと資金繰りの問題が出るため、月に1回の交付などを要望することも重要です

※なお、代理受領の場合、保育料が高額である場合や入園初年度に途中退園した場合等に保護者から無償化給付額との差額を徴収する必要があることにも留意が必要です

(3) 預かり保育(新制度園、私学助成園共通) 新たに施設等利用給付認定及び申請、支払に関する事務等が発生

預かり保育の対象施設であることの確認を市町村が行う方法(園の申請が必要か、必要な場合の申請方法、預かり保育の基準についての都道府県の指導との関係等)

認定申請書の取りまとめ・提出、保護者への通知の方法・タイミング等(今年10月のスタート時を含む)

保育を必要とすることを証明する添付書類(就業証明等)の確認

給付申請の頻度(毎月か)、方法

支払いの頻度(毎月か、年度末等にまとめてか※市町村の裁量)、方法(償還払いか、代理受領か※償還払いが多いと思われます)

園が備えなければならない利用状況の記録の方法・様式

一時預かり幼稚園型の場合、現在行っている実績報告との関係

認可外保育施設等を併用する場合の対象施設の把握(市町村との情報共有)の方法

途中変更の場合の手続き(保育を要しない→要する等)

(4) 食材料費(副食分)の低所得世帯・第3子以降の子に対する補足給付(私学助成園) 新たに補足給付に関する事務が発生

所管の市町村がこの事業を実施するかどうか、する場合の助成上限額を確認。

申請・実績報告、決定、支払い等各段階での事務手続きの確認

新しくできる私学助成園の食材料費の副食費の助成(補足給付)は、実施するかどうかは市町村の裁量です。全て実施される新制度園や保育所とのバランス上、実施するよう市町村に要望することが必要です。

(5) 関係書類の様式、記載事項等の確認

全ての事務について、関係書類の様式・記載事項・添付書類等の確認(各園のシステム修正にも関係し極めて重要)、早期提示

保護者の住所が複数市町村にまたがることも多く、市町村によって申請書等の様式がバラバラだと園の事務が非常に不効率になります。5月下旬に国が参考様式を示す予定ですのでそれを用いるよう、市町村や都道府県に要望することも重要です

※(4)の補足給付についても国が参考様式を示す予定ですが、事務処理の方法は自治体の裁量です

(6)重要事項説明書の記載事項の確認(新制度園)

重要事項説明書の記載事項の変更について、市町村からの指導の有無、ある場合の内容の確認

2 保育料、食材料費(給食費)、その他の実費徴収に関する市町村の指導方針の確認

無償化される保育料の範囲について市町村の確認を得ておく必要があります。入園料は保育料に含まれます(給付上限額 25700 円/月との比較に当たっては、入園年度の各月の保育料に入園料を月額換算した額(当該年度の在籍月数(1 年間の場合は 12、半年間の場合は 6)で除した額)を加えたものを保育料の額とします)。「教材費」や「施設整備費」の名称で保護者から徴収しているものは、無償化の対象外経費と見なされると考えられます。

①認定こども園(2 号子ども)や私学助成園(保育料に給食費を含めていた場合)が食材料費を新たに実費徴収する場合や②私学助成園が保育料を引き上げる場合には、市町村との間の事務手続き(届出等が必要か?)、市町村の指導方針を確認する必要があります。なお、保育料や食材料費(給食費)については制度スタート前に、市町村が給付に必要な情報として現状確認を行う可能性があります。また、国も無償化に関連して利用料の実態把握を行う方向で検討中との情報もあります。

3 地方公共団体の独自支援策の確認(都道府県を含む)

市町村や都道府県によっては、保育料の無償化上限の引上げ、食材料費(給食費)への助成拡大など独自の支援策を国の施策に上乗せして実施する団体がありますので、ある場合にはその内容・手続き等について確認をする必要があります。

4 保護者等への説明

市町村は、保護者や住民に対し、無償化の内容等について周知を予定しています。どのような方法で行われるのか(例えばリーフレットの作成、ホームページ等)、その内容、タイミングを把握し、園から保護者への説明に活用することが重要です。

市町村との協議体制の整備

これまでに記述したとおり、事務手続き等の面で、市町村の裁量に委ねられている部分も多く、私立幼稚園から積極的に市町村に要望する必要がある事項も存在します。既に、市町村単位の私立幼稚園等の連合会等が設けられている場合は、それにより市町村との協議が可能ですが、そのような組織がない場合は、バラバラに市町村の担当と協議することは時間的にも困難ですし、交渉力も発揮できません。従って、市町村内の私立幼稚園が連携し、代表者が市町村と協議し、情報を共有するようしくみを早急に作り上げる必要があります。状況に応じ、都道府県単位の連合会のサポートを受けることも考えられます。

保護者のニーズ把握

無償化の実現により、保護者のニーズが変化することが考えられます。あらかじめ、できるだけこれを把握し、受入れ体制の整備等の事前検討に役立てる必要があります。主として次のようなニーズが発生することが想定されます。

1 就労する保護者の増によるニーズの変化

無償化の実施をきっかけにして、就労する保護者が増加することが考えられます。その場合次のケースが考えられます。

①1号子どもから2号子どもへのシフト(認定こども園)

②預かり保育の利用増(全ての園)

2号子どもの場合は、市町村の利用調整の範囲ですので、あまり増加しないケースも考えられます。その場合は②の預かり保育が増加することが予想されます。

(ニーズ把握の方法)

- ・在園児の保護者へのアンケート
- ・市町村からの情報(※市町村も、予算等の関連で、ある程度把握しているのではないかと考えられます)

2 満3歳児入園の増加

幼稚園、認定こども園1号子どもが満3歳から無償化の対象になったため、満3歳時点での入園が増える可能性があります。

(ニーズ把握の方法)

- ・2歳児教室等の実施の際、保護者へのアンケート
- ・弟・妹のいる在園児の保護者へのアンケート

教育・保育及び事務処理体制の点検・整備（人員等）

1 教育・保育体制の受入れ体制の点検・整備

保護者のニーズに対応した教育・保育を行うための教員・保育士等の人員体制、施設設備が整っているか点検し、必要があれば増員等の体制整備を図る必要があります。

利用定員の変更が必要な場合も考えられます。※利用定員が増加すると公定価格の基本分単価が変わるため、収支への影響をシミュレーションした上で定員を決定する必要があります。

特に、預かり保育については、一時預かり幼稚園型の要件を満たすことが求められますので、必要があれば増員等の体制整備を図る必要があります。その上で受入れ可能な子どもの概数を定めておくことが必要です。

■一時預かり事業（幼稚園型）の主な要件

【職員配置基準】

3歳児 20:1、4・5歳児 30:1（認可保育所と同じ）

【職員資格】

保育士、幼稚園教諭免許状所有者又は市町村長等が行う研修を修了した者（子育て支援員）

（※）当分の間、①小学校教諭普通免許状所有者、②養護教諭普通免許状所有者、③幼稚園教諭教職課程・保育士養成課程を履修中の学生で教育・保育に係る基礎的な知識を習得していると市町村長が認める者、④更新講習を受講せず免許状が失効した者を含む

【専任要件】

担当職員について、一時預かりに従事している間は、専ら当該事業に従事すること（教育課程担当職員との兼務可）。

【職員に占める有資格者（保育士又は幼稚園教諭）の割合】

2分の1以上（当分の間、3分の1以上）

【保育室の面積基準】

1. 9.8㎡/人（認可保育所と同じ）（※）教育課程に係る教育時間終了後等の保育室で可

【設備】

食事の提供を行う場合においては、当該施設において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。

内閣府資料

2 事務処理体制の点検・整備

無償化に伴い、事務フローに説明されているような事務処理を行うことが必要です。特に、私学助成園では、従来の就園奨励費補助(低所得者のみ)と比べて、事務量は格段に増えますし(全員が対象)、副食費の補足給付という新しい事務(※)も加わります。また、全ての園で預かり保育について、申請書の取りまとめ・領収書の発行・利用記録等の各般の事務が発生します。

これらを踏まえ、各園の事務処理担当者の事務量を点検し、人員配置やパソコン等(ICT)の活用等の対応を検討する必要があります。

なお、IT の活用に当たっては、市町村が定める各事務の様式、手続きを確認することがきわめて重要です。

※低所得世帯、第3子以降の子に対する副食費の補足給付(私学助成園)について

(事業の趣旨)

今回の無償化により、新制度園では、副食費(食材料費のうち副食分、主食分は現行制度でも実費徴収)は実費徴収すべきものと整理され、無償化の対象外となった関係で、従来から保育料に含めて負担を免除されていた低所得者及び第3子以降の子については、新たな負担が発生しないよう、副食費を公定価格に含めることにより負担を免除することとされました(同時に対象者を拡大)。

そこで、私学助成園についてもバランス上、同じ扱いとするために、今回、新しく、同じ対象者に対し、副食費を助成する制度が設けられたものです。(対象者の詳細は第1部の一覧表「副食費の免除対象の範囲」に記載)

(私学助成園の各園に関係)

対象者は、低所得世帯(第1～第3階層)や第3子以降の子ですので、私学助成園の各園とも一定の人数がこの対象となると考えられますので、新しい事務が発生することとなります。

(市町村に要望)

なお、既に述べたとおり、この事業を実施するかどうかは市町村の裁量ですので、実施を要望する必要があります。

食材料費(給食費)の設定

1 新たに額の設定や積算根拠の説明が必要な場合

認定こども園 2号子ども 及び 私学助成園で保育料に給食費を含めていた園 では、食材料費(2号子どもは副食分のみ(主食分は現行でも実費徴収)を実費徴収として新たに徴収 する必要があり、保護者から徴収する 額を定める必要 があります。

私学助成園 については、低所得者及び第3子以降の子の副食費に対する補足給付が行われる場合、給食費のうち、副食分の食材料費の額(実費)の内訳を出すよう求められる 可能性があります。

2 市町村の方針の確認

額の決定は、基本的には、園の判断ですが、2号子どもについては、国において一定の基準となる考え方を出すことになっています(まだ出ていません)。

また、2号子どもだけでなく私学助成園についても 市町村が方針を出す可能性 もあり、これをまず確認する必要があります。

なお、無償化実施前に保育料とあわせて市町村が実態調査を行う可能性があります。

内閣府資料 2号子どもについて

特に利用調整により利用施設が決まる2号認定子ども(保育所等(3~5歳))について、食材料費の負担が著しく高額になることなどがないよう方策を検討する。

9-6 副食費の実費徴収額は施設によって所要額が違いますが、一律に4,500円になるのですか。それとも施設ごとに任意の金額を徴収してよいのでしょうか。

実費徴収ですので、実際にかかった費用に応じて各施設が設定することが基本になります。ただし、特に利用調整により利用施設が決まる2号認定子どもについて、食材料費の負担が著しく高額になることなどがないよう一定の配慮を行うことが必要であり、徴収額の考え方を整理してお示しする方向で検討しています。

3 食材料費の設定方法(案) (第1部 P15-P19 を再掲)

以下、新制度園、私学助成園の別に応じて論点を整理します。

(1) 新制度園

ア 2号子ども 副食費(副食分の食材料費)を新たに実費徴収

給食に要する費用には、食材料費以外に給食調理員の人件費、関係設備の減価償却費等があり、現行では、2号子どもについては、主食費(主食分の食材料費)以外は全て公定価格の算定に含まれていますが、無償化後は、副食費(副食分の食材料費)が公定価格の算定から除かれ(公定価格はその分は減額)、実費徴収(主食費と同様、保護者から直接徴収)することが必要になります。(なお、新たに栄養管理加算が創設される予定)

実費徴収する額については、各園の判断に任されますが、国は、著しく高くないよう、何らかの標準的な考え方を示す方針ですが、まだ示されていません。市町村が方針を示すことも考えられます。

なお、食材料費の算出が困難な場合の簡便な算定方法の例が5月末頃に国から示される予定です

あくまで各園の判断に委ねられていますが、保護者や市町村の理解が得られることが必要であることは言うまでもありません。

なお、低所得者世帯(年収360万円未満)及び第3子以降の子は副食費が免除されます(公定価格上の加算)(3参照)
ここでは、モデル例と実費徴収額の定め方の考え方のいくつかの案を示します。

2号子ども

現行

公定価格（色塗り部分）		給食人件 費、減価償 却費	副食分 食材料費 月 4500 円	主食 分食 材料費
公費負担＋保育料			← 公定価格縮減 4500 円	500 円
				実費徴収 (保護者負担)

無償化実施後

公定価格		給食人件 費、減価償 却費	副食分 食材料費	主食 分食 材料費
全額公費負担			※円	500 円

なお、2号子どものおやつ代は副食費に含まれます。

※ 食材料費の決め方

自園の給食食材（副食分）の仕入れ額から一人当たりの食材料費の金額を算定

（業者委託している場合は、業者から仕入れ額を把握）

（例）仕入れ額 1200 万円 ÷ 250 人 ÷ 12 月 = 4000 円/月

主食分実績 500 円/月 + 副食分仕入れ額 4500 円/月 = 4500 円

公定価格の算定上の副食費分 4500 円を上乗せ（減額分の取り戻し）する方法は、市町村が認めない可能性があります。

なお、食材料費の算出が困難な場合の簡便な算定方法が国から示される予定です

イ 1号子ども これまでどおりでよい（見直すこともありうる）

1号子どもはこれまでどおりでいいのですが、この際、各園の判断で給食費の額を見直すこともありえます。

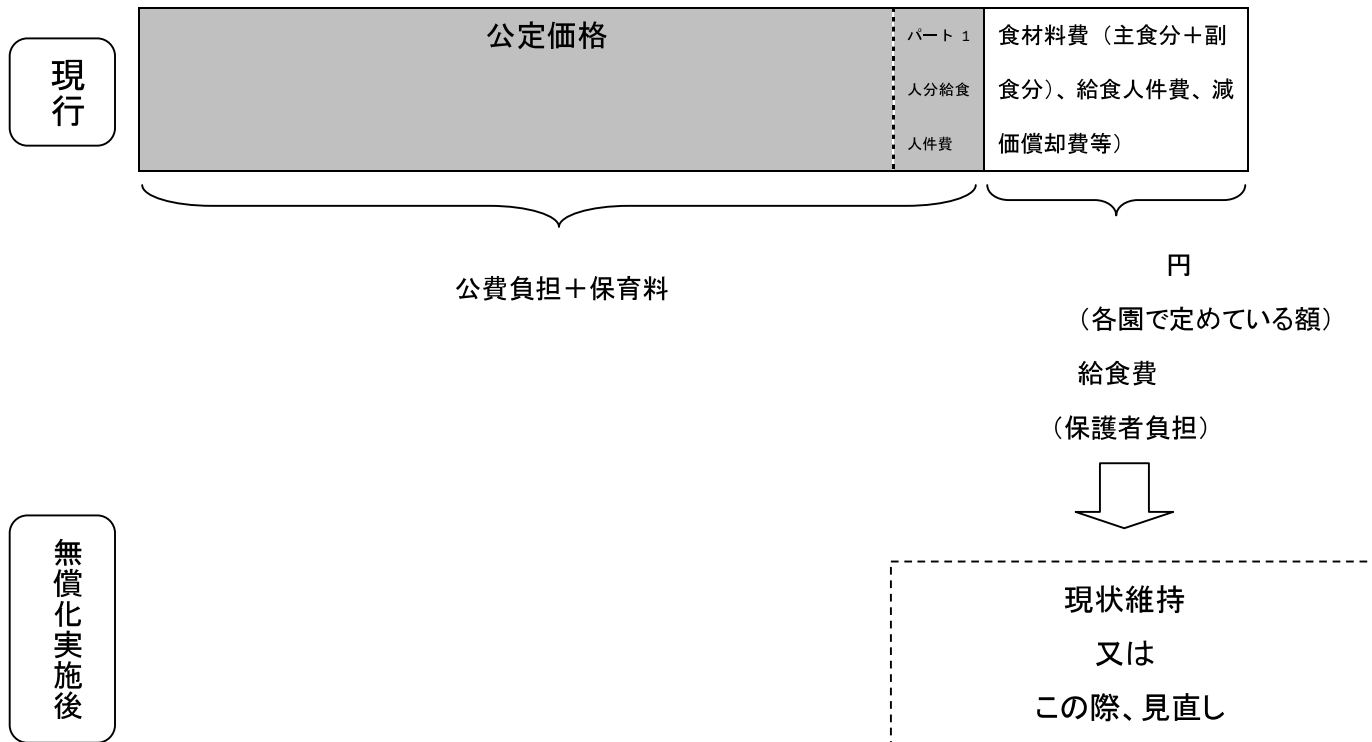
ただし、1食当たりの単価は、公定価格に含まれる費用の範囲が異なるので2号子どもとは理論上異なることになります。

（1食当たりの単価を2号子どもと同じにして給食費を設定すると、公定価格に含まれていない費用に相当する部分は、別途徴収することになります）

市町村によって方針が異なることも考えられるので、このことも踏まえ、保護者、市町村の理解を得ることが必要です。

なお、低所得者世帯（年収360万円未満）及び第3子以降の子は副食費が免除されます（公定価格上の加算を新設・これまでの生活保護世帯等に対する補足給付は廃止）（3参照）

1号子ども



1号子どもの公定価格の算定に含まれている給食に係る費用は、アルバイト1名分の人件費のみで他の費用は含まれておらず、理論上、公定価格に含まれていない費用（人件費、減価償却費等）についても給食費として実費徴収していることになっています。

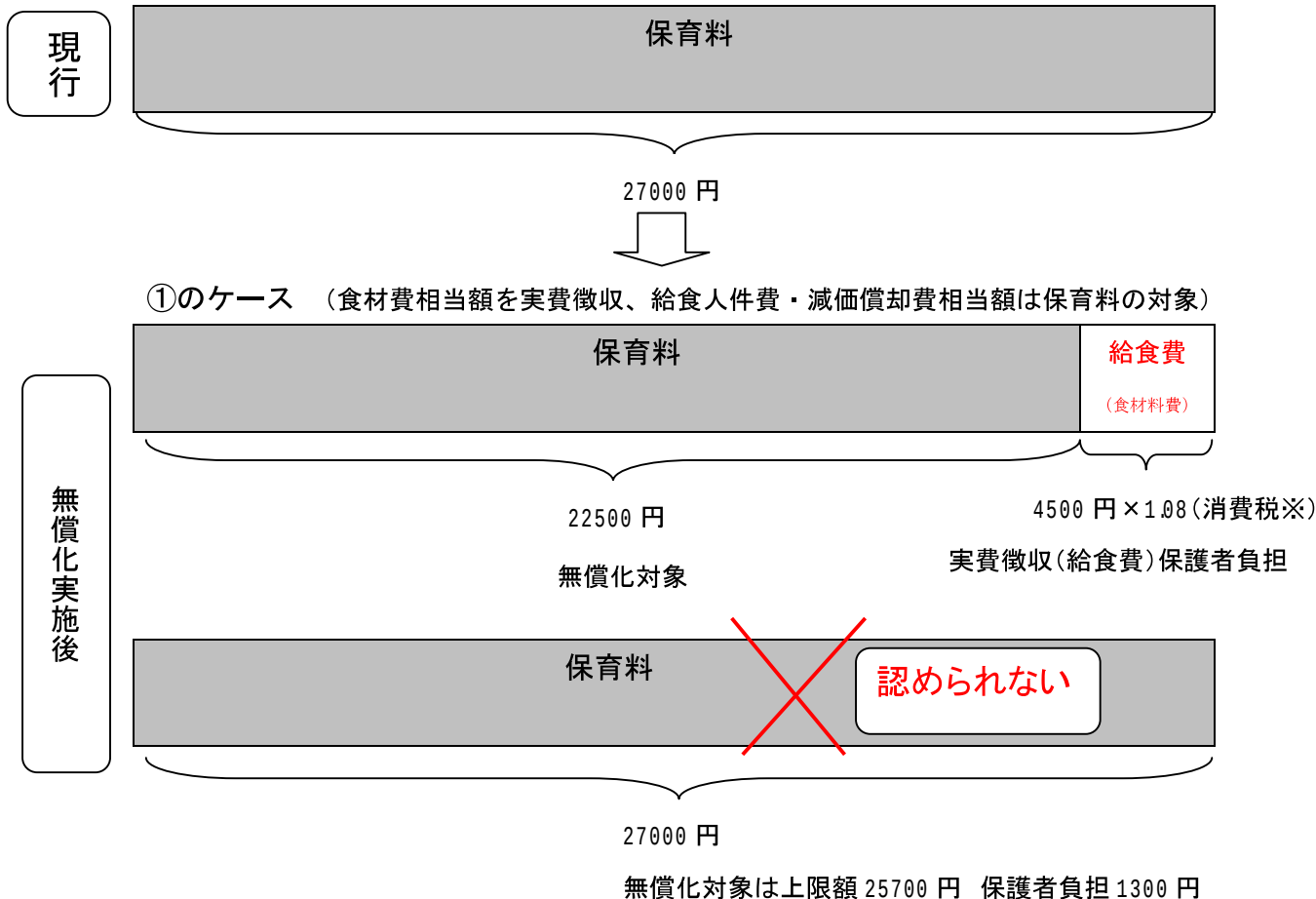
他方、2号子どもについては、公定価格に人件費や減価償却費が含まれており、国は、これは実費徴収の算定に含めるべきでないという方針のようです。

従って、厳密な算定を行うと1号と2号では食材料費の単価が異なることになります。

(2) 私学助成園

ア 給食費(食材料費)を保育料に含めている場合 食材料費を新たに実費徴収 (保護者負担部分のみ図示)

無償化後は、食材料費(主食+副食)を保育料に含めることは認められませんので、これを保育料と区分し、新たに実費徴収として徴収することが必要となります。



食材料費の決め方の案

①自園の給食食材の仕入れ額から一人当たりの食材料費(主食分+副食分)の金額を算定
(業者委託している場合は、業者から仕入れ額を把握)
(例)仕入れ額 1350 万円 ÷ 250 人 ÷ 12 月 = 4500 円/月 × 1.08 (消費税)

②食材料費だけでなく、人件費等給食にかかる費用全てを含めて算定し、給食費として実費徴収
無償化の対象となる保育料が減少してしまうケースが多いと思われます

③新制度園の全国平均値(2019.1.28 子ども子育て会議資料で公表)を参考に決定

主食費 703 円/月 + 副食費 4720 円/月 = 5423 円 × 1.08

④近隣地域の同種の施設の状況を参考に決定

⑤その他

※私学助成園の場合は、給食費に消費税が課税されます。2019 年 10 月以降の軽減税率 8%の対象になります

低所得者及び第 3 子以降の子どもへの補足給付が行われる場合(3参照)、給食費のうち、副食分の食材料費の額を示すよう市町村から求められる可能性があります。その場合①の考え方で算定するのが基本と考えられます。

イ 給食費(食材料費)を保育料に含めていない場合

これまで通りに給食費を徴収することになります。

しかし、この場合も、低所得者及び第3子以降の子どもへの補助事業(補足給付)(3参照)が行われる場合、給食費のうち、副食分の食材料費の額を示すよう市町村から求められる可能性があります。その場合、前ページ①の考え方で算定するのが基本と考えられます。

4 食材料費の設定についての留意点

国の方針(下記)として、食材料費(給食費)の「見える化」や施設の説明責任の明確化を通じ、食育の充実を図ることとされていますので、各園とも、今後、これらに積極的に取り組むことが望まれます。

食材料費の取扱いの見直しや、生活保護世帯やひとり親世帯等への免除の拡充について、わかりやすい周知用資料を作成するなどして、保護者に向けて丁寧な周知を行う。

食育は保育の重要な要素であることを踏まえ、食材料費の「見える化」による保護者の関心の高まりや施設の説明責任の明確化を通じ、アレルギー対応や保護者への栄養に関する助言など、食育の充実を図る。

新制度未移行幼稚園における食材料費(副食費)についても、低所得者への負担軽減措置を行う。

給食の内容や額の根拠について説明要領を作成するなど準備しておく必要があります。

私学助成園の場合、副食費の助成(補足給付 上限 4500 円)が行われる場合は、市町村から副食費分の食材料費の実費額について説明が求められることが考えられます。その場合、仕入れ額から、主食分(米、パン等)の額を除いて1人当たり月額を算定する(業者委託の場合は、業者に資料の提出を求める)等の説明をする必要があります。

また、2号こどもや給食費を保育料に含めていた私学助成園が新たに食材料費の実費徴収額を定める場合も市町村から説明を求められる場合があると考えられます。

保育料の算定根拠の整理

これまでとは異なり、保育料の額について、市町村や保護者の理解を得ることが必要となります。特に、上乗せ徴収をしていたり、上限額以上の保育料の園では、保護者に対する説明が求められます。さらに、引上げを行う場合には、保護者はもちろん、市町村にも説明する必要があります。特に、保育料が上限を下回っている園では、増収分を質の向上のための費用に充てる旨の説明が重要となります。今後、教育の質の向上を図っていくためには、そのための支出の増に対応する保育料の引上げも必要となりますが、説明要領を作成し、数字の根拠をもって説明できることが重要です。

1 保育料負担が残る場合

上乗せ徴収を行っている新制度園や保育料が国の定めた上限を超える私学助成園では、無償化後も、保護者の保育料負担が残るため、上乗せ徴収を行う理由や保育料が高い理由を説明し（教諭や保育士の加配、人材確保のための処遇等）、保護者の理解を得る必要があります。この場合、費用の根拠数値を整理しておくことが望ましいと考えられます。

2 保育料の値上げを行う場合

国が平成 30 年 12 月 28 日に決定した「幼児教育・高等教育無償化の制度の具体化に向けた方針」では、次のように記述されています。

- 今般の無償化を契機に、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げが行われ、結果として国等の財政負担により事業者の利益を賄うことのないよう、関係団体や都道府県、市町村等とも連携し、実態の調査及び把握について検討していくとともに、事業者に対する周知徹底を図る。

保育料が無償化の上限を下回る場合は保育料を引き上げても保護者の負担は増えないことになります。このため、幼稚園が質の向上を伴わない引上げを行わないように周知徹底するという内容です。あわせて、保育料の実態の調査及び把握について検討すると記述してあります。

このような引上げは社会的な信用を失うことになります。既に全日私幼連では、加盟園に対し、何度も文書で周知しましたが、あらためて、質の向上を伴わない理由のない保育料の引上げを行わないよう、便乗値上げといわれることがないように重ねてお願いします。

保育料の引上げを行う場合には、次の点に留意する必要があります。

- ①質の向上のために必要な経費の増を保育料の増収分が上回ることはないように計画すること
- ②質の向上のために必要な経費として人件費や設備改善の経費が考えられるが、将来を見越した計画的な支出であること
- ③保護者や市町村、都道府県(園則変更の届出先)の納得が得られる説明ができること

保護者への説明資料の作成

1 保護者説明会の開催

一般的には、遅くとも7月頃には、保護者に対する説明会の開催が必要と考えられます。それまでに

- ①市町村との各種確認・調整(償還方式か代理受領方式か、支払いの頻度、各種書類(申請書・領収書等)の様式確認、低所得者第3子以降の子に対する副食費の助成(補足給付)の実施の有無・方法、独自支援策の確認等)
 - ②国、都道府県、市町村の作成する保護者・住民向け説明資料の確認・入手
 - ③2号子どもの利用定員や預かり保育等の受入れ可能数の設定
 - ④食材料費(給食費)等の決定及び説明要領の作成(新たに徴収する場合)
 - ⑤保育料を引き上げる場合は、説明要領の作成
 - ⑥保護者向け説明資料の作成
- 等を済ませておく必要があります。

2 説明資料の主な記載事項

- ①無償化になる保育料の範囲(上乗せ・差額の徴収、入園料、実費徴収の扱い等)
- ②無償化の方法(償還払い(支払いの方法・頻度)又は代理受領)
- ③食材料費の徴収(含む低所得者第3子以降の子どもに対する助成(補足給付))
- ④預かり保育(無償化の対象者、助成内容、手続き)
- ⑤就園奨励費補助(9月まで継続)

3 重要事項説明書の変更

新制度の場合、必要な個所を変更し、市町村への届け、保護者への交付・同意取り付けが必要

※園則との不一致がないように留意する必要があります

法人としての手続き(園則変更等)

1 園則の変更

園則に保育料や給食費の額の記載がある場合、これらを変更する場合には、園則の変更が必要です。園則の変更には理事会の承認が必要ですので、臨時理事会を開催する必要があります。理事会の承認後、都道府県への届出が必要です。

2 認可定員の変更

認可定員を変更する場合は、定員に係る園則の変更として都道府県の認可が必要です。(幼保連携認定こども園以外)

3 利用定員の変更

新制度園では、施設全体としての利用定員に増減がない場合でも、認定区分ごとの利用定員の増加・減少が生じる場合(例えば1号子どもの利用定員を減らし、2号子どもの利用定員を増やす場合)は、増員については市町村に確認の変更の申請を行うことが必要です。(減員は市町村に届出)

評価の実施(その他教育の質向上対策)

1 幼児教育・保育の質の向上の必要性

今回の無償化は少子化対策であると同時に人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性に鑑み実施されるものです。従って、これまでも幼児教育を先導してきた私立幼稚園・認定こども園が今後一層その教育・保育の質を高める努力をしなければいけないことは言うまでもありません。

2 質向上を図るためのチャレンジ・ビジョン

全日本私立幼稚園幼児教育研究機構では、昨年「幼児教育実践の更なる質向上を図るためのチャレンジ・ビジョン」を策定し、

- ・子どもの安心安全を図るための取組み(学校安全計画の整備、インクルーシブ教育システムの普及)
- ・資質向上への取組み(研修の体系化と体制整備、教員免許の上進)
- ・学校評価と改善システムの普及
- ・保護者への幼児教育理解への普及促進
- ・教育課程の編成力・発信力の向上と指導計画の立案の強化

等の対策を掲げ、目標を設定しています。各園における積極的な取組みが望まれます。

3 学校評価の実施

特に、学校評価については、自己評価は義務づけられていますので毎年実施しなければなりません。

また、関係者評価は努力義務ではありますが、幼稚園の実施率の低さが指摘されています(幼稚園 55.7% 小学校 97.4% H26) 幼児教育の質の向上と保護者・地域の信頼醸成のため、積極的に取り組み、結果を公表することが必要です。(全日私幼教育研究機構の学校評価ハンドブックを参照)(https://youchien.com/research/evaluation/attqm_r00000001m_2-att/04_handbook_h24.pdf)

同機構の開発したECEQ(公開保育を活用した保育の質向上システム)の都道府県での実施の推進と拡充が望まれます。

なお、国は、今年度の各園での自己評価・学校関係者評価等の実施状況を全国調査する予定です。